

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
総合研究報告書

「支援機器の効果的活用や支援手法等に関する情報基盤整備」に係る補装具支給に関する研究

研究分担者 筒井澄栄 創価大学

文学部 教授

研究分担者 山田英樹 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

障害福祉研究部 部長

研究要旨 本文

補装具は、障害者が日常生活や就労活動を行い、社会において最大限活躍するための環境整備の基本的なものであるが、その給付制度においては、補装具給付事務について専門知識を有する職員の不足、新規補装具等に対する情報不足などの課題が指摘されており、その解決策として、補装具費支給申請手続きや適合・判定に関する情報の共有および利活用による「知の共有」が求められている。

本研究では、「補装具費支給情報システムプロトタイプ（以下プロトタイプ）」を用いて補装具費支給申請手続きや補装具の適合・判定に係る情報を収集・蓄積・共有し、業務を支援するデータベースシステム構築を実現するための研究として以下の調査研究を行った。また平成30年に始まった「借り受け制度」に対応するためのプロトタイプへの追加項目等の検討とともに、「借り受け制度」に関する対応状況の調査研究を行った。

借り受け制度導入に伴う項目の追加とともにシステム変更の有無の確認、ユーザービリティを考慮した「補装具費支給情報システムプログラム」を完成させ、多くの方々に利用できるよう配信サイトを開設した。全国規模のデータベースの活用を促進するためにも、他機関とのデータ共有および活用がもたえられるものの、常時接続のネットワークには、各自治体とも躊躇する意見が見受けられることが明らかとなり、法整備をはじめとする解決すべき課題も明らかとなった。

補装具の借り受け制度は、利用者の「成長や病気の進行に伴う短期交換・利用を想定しており」機器の効果的な利用を促進するとともに、とともに導入後に不具合時の費用未発生、複数の利用者に活用できる事で廃棄数の減少、利用者や福祉用具を給付する自治体にとって経済的にも環境に優しい制度として考えられているものの、補装具製作事業者、メーカー、販売店にとっては、「貸与品を確保・保有する場合、採算がとれず、供給ができない可能性がある。」「補装具は個別性が高く、仕入原価や稼働率等から、単純に貸与価格を算出することは困難」など課題に対する方策がまだ見いだせていないのが現状であることが明らかとなった。また多くの自治体は国からの業務指針等が出るのを待っている状態であることも分かった。

A. 研究目的

補装具は、障害者が日常生活や就労活動を行い、社会において最大限活躍するための環境整備の基本的なものであるが、その給付制度においては、補装具給付事務について専門知識を有する職員の不足、新規補装具等に対する情報不足などの課題が指摘されており、その解決策として、補装具費支給申請手続きや適合・判定に関する情報の共有および利活用による「知の共有」が求められている。

本研究では、「補装具費支給情報システムプロトタイプ（以下プロトタイプ）」を用いて補装具費支給申請手続きや補装具の適合・判定に係る情報を収

集・蓄積・共有し、業務を支援するデータベースシステム構築を実現するための研究として以下の調査研究を行った。

初年度

- 「補装具費支給制度における借り受け方式導入に向けた調査」
- 「補装具適合・判定支援モデル事業補装具費支給情報調査」

2年目

- 「補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関するアンケート調査」
- 「システムプロトタイプにおけるDB改修」

最終年度

- 配布用補装具支給に関するデータベースシステムプログラムの開発と利用・運用に関するアンケート調査

B 研究方法

初年度

- 「補装具費支給制度における借受け方式導入に向けた調査」

借受け制度導入の目的及びその対象者を明確化するとともに、貸与可能な種目及び価格、実施方法等のあり方などについて調査を行い、当センターで開発した補装具費支給情報システムプロトタイプでの対応方法等の検討方法を明らかにするため、補装具費支給制度における借受け方式の基本的な考え方、法制度、関係機関の役割、補装具費の支給範囲、支給事務の内容等について、WEB及び文献等の公開情報を対象として調査を行い、整理を行った。

- 「補装具適合・判定支援モデル事業補装具費支給情報調査」

補装具費支給申請手続きや補装具の適合・判定に係る情報を収集・蓄積・共有し、業務の適正化、効率化に資するデータベースシステムの実現を目的として、システムプロトタイプの補装具費支給情報管理機能の部分において、管理する帳票情報をより汎用的なものにし、それらを利用した分析を行えるようにするための必要項目を明らかにするため、更生相談所の帳票情報を対象とした調査等を実施した。

2年目

- 「補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関するアンケート調査」

平成30年4月から補装具費支給制度では、借受けに係る費用が支給されることになった。これを受け、借受け導入後の課題の把握とその対応案等を検討することを目的として、全国を8ブロックに分け、それぞれのブロックより抽出した更生相談所に対して補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関する調査を実施した。

- 「システムプロトタイプにおけるDB改修」
「義手処方箋」「義足処方箋」「車椅子処方箋」
「電動車椅子処方箋」「座位保持装置処方箋」の新規作成機能において、従来の各チェック項目を個別

にチェックする方式に加え、補装具種目名称コードを選択するためのプルダウンリストを追加し、補装具種目名称コードを選択することで該当のチェック項目にチェックが付き、入力容易化と確実性を向上させることを目的とした改修を行った。

最終年度

- 配布用補装具支給に関するデータベースシステム（最終版）に関するアンケート調査

補装具支給申請の手続きや補装具の適合・判定に関する情報の共有化や業務支援を実施することにより、更生相談所、自治体における業務の質の向上を目的とした支援の仕組みの構築や補装具支給制度の申請手続きや補装具の適合・判定における実用化に向けた課題抽出の仕組みの構築、データベースプログラムの最終確認とプログラム配布のためのダウンロードサイトの開設を行った。

C. 研究結果

初年度

- 「補装具費支給制度における借受け方式導入に向けた調査」

借受け制度導入に際して、プロトタイプのシステム化要件、機能設計、論理データベース設計、画面・帳票設計、物理データベース設計の変更点等の影響内容について検討・整理を行った。基本的には、現行の補装具費支給制度に貸与品目の導入とそれに伴う貸与期間などの項目の追加が必要であるが、システムの仕様変更などの修正は必要ないことが確認された。

「借受け制度に対する準備状況について」の研究協力をお願いするに当たり、各自治体に問い合わせをした際に、個人情報の取り扱い基準が自治体ごとに異なることが明らかとなり、全国規模のデータベース構築における課題が明らかとなった。

借受け制度に対する準備状況については、ヒアリングを行った時点において、借受け制度の詳細については何も通達等がなされていない状況で、特に対応は行っておらず、新年度が始まってから対応することであった。

- 「補装具適合・判定支援モデル事業補装具費支給情報調査」

全国4か所の障害者更生相談所（愛知県、大阪府、愛媛県、福岡県）の協力を得て、義手、義足、車椅子、電動車椅子および座位保持装置の5種類の補装具について、平成28年4月以降に支給決定がなされた補装具費支給申請に係る各種帳票で、直近のものから20件を選定し、結果として369件の客体についての帳票等を収集することができた。また、これらの収集情報を利用し、各補装具の種類の内訳、価格分布、自治体別の傾向等の集計・分析を行った。

2年目

- 「補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関するアンケート調査」
補装具の借受け制度は、利用者や福祉用具を給付する自治体にとって経済的にも環境に優しい制度として考えられているものの、補装具製作事業者、メーカー、販売店にとっては、解決すべき課題があるものの、その方策が見いだせていないのが現状である。

- 「システムプロトタイプにおけるDB改修」
処方箋の新規作成機能において、drop-down listを追加し、選択された補装具種目名称コードに応じて、該当するチェックボックスにチェックを入れる機能を追加した。また、処方箋の新規作成の際に、既定値（デフォルト値）として選択される項目をユーザがカスタマイズできる機能を追加した。
また、補装具費種目名称別コードは2018年3月29日版の「補装具費種目名称別コード一覧表」をもとに全面的に見直しを行った。

最終年度

- 配布用補装具支給に関するデータベースシステムプログラムの開発と利用・運用に関するアンケート調査
データベースシステムの活用を促進するために、更生相談所の担当者に対して、将来的に本システムによる書式の統一化とデータベースシステム化に生かすためのアンケート調査を行った。おおむね良好な回答が得られたものの、他機関とのデータ共有及び活用の際に躊躇する意見が見受けられることが明らかとなった。また、多くの機関に利用していただくために、プログラムのダウンロードサイト (<https://hosougu.info/user/>) を開設した。

D. 考察

初年度

- 「補装具費支給制度における借受け方式導入に向けた調査」
補装具費支給制度における借受け方式導入する場合のシステムの対応方法等について、システム化要件、機能設計、論理データベース設計、画面・帳票設計、物理データベース設計の変更点等の影響内容について検討した結果、借受け制度を利用する際に、対象テーブルの帳票における新規・再交付に関連する項目に借受けを追加することにより対応が可能であることが解った。
借受け方式導入に伴う補装具費支給申請業務の業務フローを検討した結果、支給申請書等の関係書類では、これまで購入、修理で対応していた項

目に借受けが追加されるものの、業務フローは大きく変わらないことが解った。

- 「補装具適合・判定支援モデル事業補装具費支給情報調査」
データを整理した結果、以下のことが考えられる。
 - ① 下肢切断の原因が、交通事故や労働災害といった外傷から閉塞性動脈硬化症や糖尿病を起因とする循環器疾患を原因とするものが増えており、特定疾病に指定されているものによる切断者が増えているため、切断者の高齢化が進んでいる。
 - ② 上肢切断において能動義手の処方が著しく少なく、片手動作でのADLの自立支援が進んでおり、両手動作による活動支援の将来に不安を感じる。
 - ③ 電動車椅子では、簡易電動車椅子の処方が約半数を占めており、取り扱いがしやすくコンパクトなものが求められている。

2年目

- 「補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関するアンケート調査」
補装具費支給制度への借受け導入は、平成30年4月から導入され多制度であるため、その多くは、新品であると考えられるが、今後、借受品を回収したいいわゆる中古補装具の扱いについての検討が必要となってくる。たとえば試用を目的とした場合は借受回収品を優先的に使う。借受回収品を使用する場合は月額費用を減額する等。借受け制度導入後間もない状況であり利用例も乏しいことから、今後も継続的な調査を行い、課題の把握とその対応案等を検討する必要性がある。

- 「システムプロトタイプにおけるDB改修」
今回のDB改修においては、既存のテーブルに対する変更を行うことなく機能を追加する方法で行うことができた。

最終年度

- 配布用補装具支給に関するデータベースシステムプログラムの開発と利用・運用に関するアンケート調査
 - ① 装具費支給情報システムの情報入力について
不足項目はなく、追加希望の項目が示された。独自の項目設定ができるため、各事業所単位での対応が可能である。
 - ② 装具種目名称コード選択について
コード選択による入力作業は概ね軽減や容易化に繋がるとのご意見をいただいたものの、補装具種目名称コードの変更・追加等への対応方法についての課題が明らかとなった。

③ 蓄積したデータ操作について

蓄積したデータをCSVで出力できる機能の導入は、有効性が高いとのご意見をいただいた。常時接続のネットワークに比べるとアナログな感じではあるが、情報漏洩などに対して有効的な方法と考えられているようである。

E. 結論

補装具の借受け制度は、利用者の「成長や病気の進行に伴う短期交換・利用を想定しており」機器の効果的な利用を促進するとともに、とともに導入後に不具合時の費用未発生、複数の利用者に活用できる事で廃棄数の減少、利用者や福祉用具を給付する自治体にとって経済的にも環境に優しい制度として考えられているものの、補装具製作事業者、メーカー、販売店にとっては、解決すべき課題があり、その方策がまだ見いだせていないのが現状である。借受け制度は、導入後間もない状況であり利用例も乏しいことから、継続的な調査を行い、課題の把握とその対応案等を検討する必要性があろう。

補装具費支給申請手続きや補装具の適合・判定に係る情報を収集・蓄積・共有し、業務の適正化、効率化に資するデータベースシステムの実現を支援することを目的として開発した「補装具費支給情報システムプログラム」は、補装具費支給情報管理機能、補装具費支給判定 Q&A 提供機能、E-learning 研修機能の3機能を有しており、補装具費支給情報管理機能で管理する帳票情報に関する項目は全国で使用されている処方箋・意見書等の項目を網羅したものになっている。全国レベルの集計はもとより、都道府県・自治体の比較検討など汎用性の高い分析が可能となっている。しかし一般回線による常時接続に対する様々な懸念あるいは障害を持たれている方々のセンシティブなデータ管理については、より慎重な対応で臨む自治体が多く、法令改正などの手続きが必要であろう。なお、このシステムは単独での運用、イントラネット内の利用も可能となっている。また使用匿名化してのデータのCSV出力機能を搭載しているため、必要に応じてデータのやり取りは可能である。

多くの方々に活用いただき、障害を持たれている方々の社会参加の一助となれば幸いである。

F. 研究発表

プログラムのダウンロードサイト

(<https://hosougu.info/user/>) の開設とともに配布用プログラムを公開した。

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分 担 研 究 報 告 書

「支援機器の効果的活用や支援方法等に関する情報基盤整備に関する研究」に係る
「補装具費支給制度における借受け方式導入に向けた調査」

研究分担者 山田英樹 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
研究所障害福祉研究部 部長

研究分担者 筒井澄栄 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
研究所障害福祉研究部 心理実験研究室室長

研究要旨

本研究では、現行制度を踏まえて、借受け制度導入の目的及びその対象者を明確化するとともに、貸与可能な種目及び価格、実施方法等のあり方などについて調査し、当センターで開発した補装具費支給情報システムプロトタイプ（以下、システムプロトタイプ）での対応方法等検討することを目的としている。

補装具費支給制度における借受け方式導入について、借受けの基本的な考え方、法制度、関係機関の役割、補装具費の支給範囲、支給事務の内容等について、WEB 及び文献等の公開情報を対象として調査を実施し、整理した。

補装具費支給制度における借受け方式導入する場合のシステムプロトタイプ上における対応方法等について、システム化要件、機能設計、論理データベース設計、画面・帳票設計、物理データベース設計の変更点等の影響内容について検討・整理した。

A. 研究目的

補装具は、障害者（「障害児」を含む。）の身体機能の一部を補完し、自立や社会参加を支える極めて重要な役割を果たすものであり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」においては、補装具製作に係る費用を支給することにより、個々の障害に応じた補装具が給付される仕組みとなっている。一方、補装具費支給制度のあり方については、かねてより補装具の適切かつ効率的な利用と限りある財源を有効に活用する観点から、一部の種目について、借受け方式を導入すべきとする意見が多く関係者から寄せられている。

本研究では、現行制度を踏まえて、貸与の目的及びその対象者を明確化するとともに、貸与可能な種目及び価格、実施方法等のあり方などについて調査し、当センターで開発した補装具費支給情報システムプロトタイプ（以下、システムプロトタイプ）での対応方法等検討することを目的としている。

B. 研究方法

補装具費支給制度における借受け方式導入について、貸与の目的及びその対象者を明確化するとともに、貸与可能な種目及び価格、実施方法等のあり方などについて、WEB 及び文献等の公開情報を対象として調査を実施した。

補装具費支給制度における借受け方式導入について、システムプロトタイプ上での対応方法等について検討した。

C. 研究結果

1. 借受けの基本的な考え方

借受けの基本的な考え方について、障害保健福祉部企画課からの事務連絡「補装具費支給制度における借受けの導入に係る留意事項について」の資料を基に整理した。

1) 概要

補装具は、身体障害者の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本とし

ていることから、購入を原則としているところである。今後もこの考え方は維持していくこととしており、改正障害者総合支援法においては、借受けについて、「借受けによることが適当である場合に限る」と規定している。

具体的には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）（以下「障害者総合支援法施行規則」という。）で定めることとしており、①身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合、②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合、③補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合、と規定する予定である。

借受けによる補装具費の支給にあたっては、支給決定プロセスを大きく変えるものではなく、身体障害者福祉法第 9 条第 7 項に定める身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）等による専門的な判断により、必要性が認められた場合に限られるものである。

2. 法制度について

補装具費支給制度における借受けの導入に関わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」について、「社会保障審議会障害者部会（第 86 回）」の資料を基に整理した。

1) 趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

2) 概要

（1）障害者の望む地域生活の支援について

① 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）

② 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）

③ 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする

④ 65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

（2）障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応について

① 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する

② 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する

③ 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする

④ 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

（3）サービスの質の確保・向上に向けた環境整備について

① 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする

② 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

3) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日（(2)の③については公布の日（平成 28 年 6 月 3 日））である。

3. 都道府県、更生相談所、市町村の役割

都道府県、更生相談所、市町村の役割について、障害保健福祉部企画課からの事務連絡「補装具費支

給制度における借受けの導入に係る留意事項について」の資料を基に整理した。

1) 都道府県の役割

都道府県にはこれまでも、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他の必要な援助を行うとともに、各市町村の区域を越えた広域的な見地から実情を把握するよう、また、更生相談所が技術的中枢機関としての業務が遂行できるような体制整備に努めるよう、平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」（以下「指針」という。）において規定しているところである。

借受けについては、更生相談所等による専門的な判断が欠かせないことから、より一層市町村と都道府県の連携強化に努める。

2) 身体障害者更生相談所の役割

更生相談所にはこれまでも、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の相談機関として、補装具の専門的な直接判定、市町村への技術的支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具の販売又は修理を行う業者（以下「補装具業者」という。）に対する指導及び指定自立支援医療機関、児童福祉法第19条の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所（以下「保健所」という。）、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定医療機関（病院又は診療所に限る。）に対する技術的助言等を行うよう、指針において規定しているところである。

借受けは更生相談所等による専門的な判断により必要性が認められる場合に限られるものであり、「1借受けの基本的な考え方」で示したとおり障害者総合支援法施行規則に規定する予定の「借受けによることが適当である場合」に照らして、必要性を適切に判断する。

また、借受けは新たな対応であり、参考となる対応事例が少ない状況にあることから、今後制度を円滑に運用するためにも、厚生労働省としても事例を収集し情報提供する必要があると考えているため、各更生相談所間で情報共有を図り、事例を積み重ねる等により協力する。

3) 市町村

市町村にはこれまでも、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具業者を選択できるような情報提供、更生相談所及び補装具業者との情報共有等を行うよう、指針において規定しているところである。

借受けは、購入、修理と同様、市町村が支給決定を行うので、「1借受けの基本的な考え方」で示したとおり、障害者総合支援法施行規則に規定する予定の「借受けによることが適当である場合」に照らして、適切に支給決定を行うようお願いする。支給決定にあたっては、更生相談所との連携が重要であることから、より一層更生相談所との連携を図る。

4. 補装具費の支給範囲の拡大について

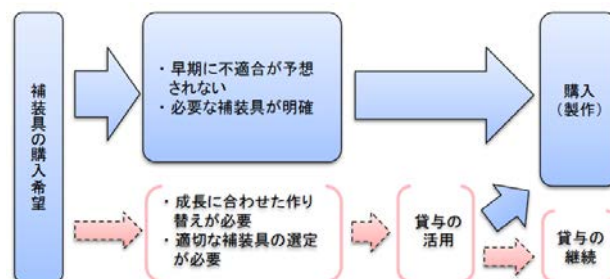
補装具費の支給範囲の拡大について、社会保障審議会障害者部会（第86回）の資料を基に整理した。

1) 概要

補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。

このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

図表 1 購入・貸与の考え方



2) 貸与が適切と考えられる場合について

下記のような場合が想定されるが、今後、関係者の意見も踏まえて検討の必要がある。


- ・ 成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児

- ・ 障害の進行により短期間の利用が想定されるもの
- ・ 仮合わせ前の試用

3) 貸与の活用があり得る種目の例

貸与の活用があり得る種目の例として、下記の二つが考えられる。

図表 2 貸与の活用があり得る種目の例

種目名	種目説明	種目イメージ
歩行器	歩行機能を補うため、移動時に体重を支える器具	
座位保持椅子	姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用	

5. 補装具費支給制度における借受け導入についての検討事項

補装具費支給制度における借受け導入についての検討事項について、社会保障審議会障害者部会（第86回）の資料を基に整理した。

1) 概要

補装具費の支給については、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「借受け」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

2) 障害者総合支援法の条文

障害者総合支援法の条文において、「借受け」は下記のように定義されている。

第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理（以下この条文及び次条において「購入等」という。）を必要とする者であると認めるとき（補装具の借受けにあっては、補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入等に要した費用につい

て、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

2 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入等をした補装具について、補装具の購入等に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入等に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入等に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。）を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

4 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3) 補装具の借受けによることが適当である場合について

補装具の借受けによることが適当である場合は、下記の3ケースである。

- ① 身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合

4) 検討過程について

補装具費支給制度における借受け導入についての検討過程は、下記のようなものである。

図表 3 借受け導入についての検討過程

平成28年度		平成29年度	
障害者総合支援法の一部改正	補装具費について、「購入、修理」を「購入、借受け又は修理」に改正	障害者総合支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部改正	補装具費について、「購入、修理」を「購入、借受け又は修理」に改正し、「補装具の借受けによることが適当である場合」について追加する予定。
借受けの導入に係る調査研究	平成28年度障害者総合福祉推進事業において「借受け導入に係る制度のあり方に関する研究」を実施し、借受けが適当とされる場合の要件等について、調査研究を行う。	補装具評価検討会	【平成29年6月29日】補装具費支給制度における借受けの導入に係る対象となる種目等について、議論。 【平成29年8月7日】借受けの導入に係る省令改正案(借受け対象になる場合)、対象となる種目等について、前回の議論を踏まえ、議論。 【平成29年8月31日】借受けの導入に係る省令改正案及び対象となる種目等について、了承。

※補装具評価検討会は、補装具の種目、名称、型式、額等の検討を行い、種目の採り入れの円滑化や価格の適正化に資すること等を目的として開催しており、障害保健福祉部長が委嘱した学識経験者等により構成。

5) 補装具評価検討会における主な意見

補装具評価検討会における主な意見は、下記のようなものである。

申請者が短期間で次々に要求できるという誤解を生まないようにすべきではないか。借受けの必要性について身体障害者更生相談所等の専門的な判断により必要性が認められた場合に限るべき。

借受けを継続する場合は、必要性を再評価する仕組みが必要ではないか。

適切な補装具を選定し購入するために借受けを活用するとよいのではないか。

ガイドライン(補装具費支給事務取扱指針等)で、具体的な支給決定プロセス、想定される借受け期間等をわかりやすく周知していくのがよい。

借受けの適切な判断を行っていくためにも、身体障害者更生相談所等の判定スキル向上が重要であり、特に児童の場合は指定自立支援医療機関や保健所の意見書により市町村が決定している現状を踏まえ、そういった機関で適切に借受けの判断を行っていくためにも、制度の趣旨を徹底したり、研修を行う必要があるのではないかと。

6. 補装具費支給制度における借受けにおいて対象となる種目について

補装具費支給制度における借受け導入についての検討事項について、社会保障審議会障害者部会(第86回)の資料を基に整理した。

借受けは、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関等によりその必要性を判定した上で、支給を決定する。

障害児の申請については、身体障害者更生相談所の助言を求めることが望ましい。

対象となる種目は補装具告示第1項に規定するいわゆる「特例補装具」を除く。

補装具のうち、申請前の訓練において使用される種目については、医療保険と補装具費支給制度の関係性について整理が必要であり、継続して検討。

当面は上記の種目を対象とするが、将来的な対象種目等については引き続き検討。

図表 4 各場面における対象種目等

場面	対象種目等
成長への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 座位保持装置の完成用部品のうち、「構造フレーム」 座位保持装置…自力で座位姿勢を保持できない方が安定した座位を保持するための用具 ● 歩行器 歩行器…歩行機能を補うための、移動時に体重を支える用具 ● 座位保持椅子 座位保持椅子…姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用する用具
障害の進行への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度障害者用意思伝達装置(本体のみ) 重度障害者用意思伝達装置…重度の上下肢及び音声・言語機能障害者が意思の伝達を行うための用具 <p>※運動機能は低下するが言語の獲得によりスキルが向上する可能性があることに留意する。</p>
仮合わせ前の試用	<ul style="list-style-type: none"> ● 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品 完成用部品…義肢装具および座位保持装置を完成させるのに必要な部品 義肢…上肢又は下肢に欠損のある方の欠損を補完し、又は失われた機能を代替するための用具。假手、假足 装具…上肢若しくは下肢又は体幹の機能に障害のある方の機能を回復させたり低下を抑制したその機能を補完したりするための用具

7. 支給事務

支給事務について、障害保健福祉部企画課からの事務連絡「補装具費支給制度における借受けの導入に係る留意事項について」の資料を基に整理した。

1) 申請について

補装具の購入、修理の支給にあたり、市町村は、身体障害者から補装具費支給申請書(別添様式例第

1号)の提出を受け、調査書(別添様式例第2号)を作成することを、指針において規定しているところである。

借受けについては、「借受けによることが適当である場合に限る」といった法の趣旨を踏まえ、支給決定に至るまでの過程で借受けの必要性を判断することとなるため、市町村は、当該申請において借受けが想定される場合は、申請者の意向をよく聴取した上で、調査書、判定依頼書(指針に規定する別添様式例第3号)に申請者の意向を記入する等により、更生相談所等との連携に努める。

2) 判定について

当該申請について、市町村が借受けの検討が必要と判断した場合は、更生相談所等が必要性を判断することを想定しているところであり、更生相談所等は、購入の場合と同様に医学的判定を行い、「1借受けの基本的な考え方」で示したとおり、障害者総合支援法施行規則に規定する予定の「借受けによることが適当である場合」に該当するかどうかを判断することになる。なお、借受けによることが適当と判断した場合は、判定書(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第1号)に、想定される借受け期間、使用効果等を記載し、市町村に判定結果を送付することとする。

市町村は、身体障害児・者に関わらず、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合に、更生相談所に助言を求めることとしていることに鑑み、借受けの判定にあたっては、更生相談所の医学的判定を求めることが望ましい。また、市町村が借受けを想定した判定依頼をしていない場合においても、更生相談所が判定の過程で借受けによることが適当と判断できる場合は、借受けの必要性を判定し、想定される借受け期間、使用効果等を判定書に記載することにより、市町村に判定内容を伝達することが望ましい。

3) 支給決定について

義肢、装具、座位保持装置の完成用部品以外の箇所については「購入」として支給決定し、借受けが必要な完成用部品についてのみ、「借受け」として

支給決定する。その他の補装具のうち、借受けの対象となる補装具については、「借受け」として支給決定する。

1つの部品に係る借受けについて、交換までの期間は、最長1年を原則とするが、必要があれば概ね1年ごとに再度判定を行うことにより、最長3年程度とすることを可能とすることを想定している。

支給決定にあたっては、耐用年数や想定される使用期間等を踏まえ、借受けの必要性を判断することが必要である。借受け中の補装具の修理が必要となった場合は、当該月について修理基準で規定する額を借受け費として支給決定することを想定している。

また、支給決定にあたっては、①借受け対象の用具 ②想定される借受け期間 ③想定される借受けの効果について、申請者に十分説明することが必要である。

4) 補装具費の支給について

補装具費の支給は、購入と同様の手順となる。ただし、借受けに係る補装具費は、借受け期間中は毎月支給することになる。初回は従来通り申請、判定、支給決定を行った上で補装具費を支給する。2月日以降は、申請者又は代理受領を行う事業者からの請求をもって、借受けに係る補装具費を支給する。支給決定時に想定した借受け期間が終了した場合は、改めて更生相談所等により必要性を判断することになるため、判定、支給決定を行った上で、補装具費を支給する。

5) 支給決定期間終了後の取扱いについて

支給決定時に想定した期間が終了した場合は、購入が可能か、借受けを継続するかを勘案して、再度支給決定を行う。その際は、(2)と同様、更生相談所の医学的判定に基づくことが望ましい。

D. 考察

システムプロトタイプでの対応方法の検討を行った。

1. 対応方針

補装具費支給制度における借受け方式導入に伴い、補装具費支給申請業務の業務フローは下図のようになり、支給申請書等の関係書類上では、これまで購入、修理で対応していた項目に借受けが追加されるが、業務フローは大きく変わらないと想定している。

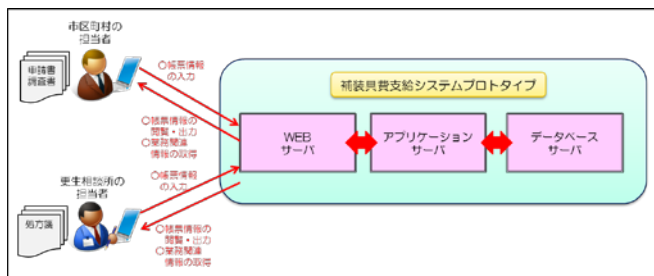
借受けが項目として追加されることによるシステムプロトタイプ上での対応方法について、次の項目に沿って検討した。

- ① システム化要件
- ② 機能設計
- ③ 論理データベース設計
- ④ 画面・帳票設計
- ⑤ 物理データベース設計

2. システム化要件

本システムプロトタイプは、補装具費支給業務を支援するシステムで、下図のようなイメージとなっている。補装具費支給制度における借受け方式導入の場合、借受けは、本システムプロトタイプの既存機能の修正（申請に関わる帳票に借受け項目を追加する等）により対応できるので、システムイメージの変更は必要ないと考えられる。

図表 5 システムイメージ



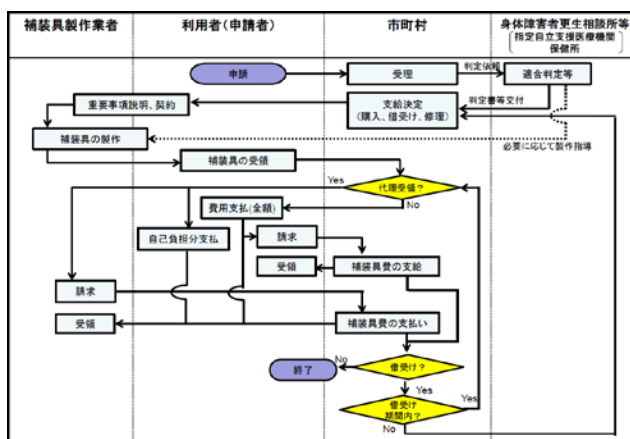
1) システム環境

本システムプロトタイプのサーバハードウェア環境及びサーバソフトウェア環境は、下記のようになっている。補装具費支給制度における借受け方式導入の場合、借受けは、既存機能の処理及びほぼ同じデータサイズで実現可能であるため、システム環境に変更はないと想定している。

2) 全体業務フロー

補装具費支給制度における借受け方式導入を踏まえ、借受けを追加した補装具費支給業務の全体業務フローは図表 5 のようになると考えられる。

図表 6 補装具費支給制度における借受け方式導入を踏まえた業務フロー



3) 対象業務範囲

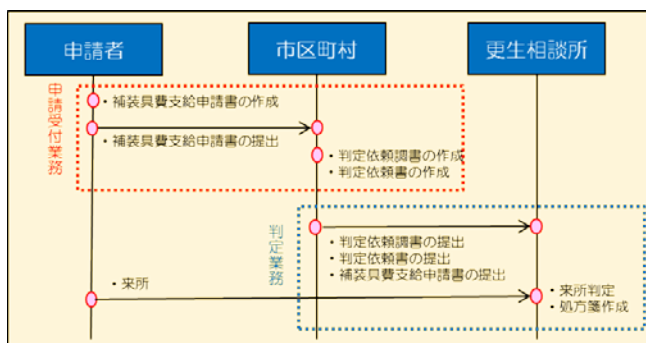
本システムプロトタイプが対象とする業務の範囲は下記の申請受付業務と判定業務となっており、補装具費支給制度における借受け方式導入の場合も、上記業務で扱う帳票の項目に借受けを追加することで対応できるので、対象業務範囲において変更はないと考えられる。

図表 7 申請受付業務と判定業務

NO	対象業務	対象者	業務内容
1	申請受付業務	市区町村の担当者	①申請書の内容に基づき、判定依頼調書及び判定依頼書を作成する。 ②作成した判定依頼書、判定依頼調書及び申請書を更生相談所に送付する。
2	判定業務	更生相談所の担当者	判定業務は、下記の手順で業務を遂行する。 ①市区町村の担当者より判定依頼書、判定依頼調書及び申請書を受領する。 ②受領した書類をもとに、医師とともに判定を行い、処方箋を作成する。

また、申請受付業務と判定業務のフローは、下図のようになっている。

図表 8 申請受付業務と判定業務のフロー



4) 対象業務フロー設計

本システムプロトタイプにおける対象とする実業務内容は下記のような業務フローとなっており、補装具費支給制度における借受け方式導入の場合も、下記業務フローで扱う帳票の項目に借受けを追加することで対応できるので、対象業務フロー設計で変更はないと考えられる。

図表 9 借受け方式導入の場合の申請受付業務と判定業務のフロー

NO	対象業務	業務内容	システム上における業務フロー
1	申請受付業務	判定依頼調書の作成	申請者から、申請書を受付けた後、システム上で下記の内容を実施する。 ①補装具費支給情報管理機能の新規作成機能で判定依頼調書を選択する。 ②申請書の内容に基づき、新規作成画面に必要な情報を入力し、判定依頼調書情報を登録する。 ③必要に応じて、判定依頼調書情報の編集、検索、出力を行う。
		判定依頼書の作成	申請者から、申請書を受付けた後、システム上で下記の内容を実施する。 ①補装具費支給情報管理機能の新規作成機能で判定依頼書を選択する。 ②申請書の内容に基づき、新規作成画面に必要な情報を入力し、判定依頼書情報を登録する。 ③必要に応じて、判定依頼調書情報の編集、検索、出力を行う。
2	判定業務	処方箋の作成	市区町村の担当者から、書類(申請書、判定依頼調書、判定依頼書)を受付けた後、システム上で下記の内容を実施する。 ①補装具費支給情報管理機能の新規作成機能で対象の処方箋を選択する。 ②書類の内容に基づき、新規作成画面に必要な情報を入力し、処方箋情報を登録する。 ③必要に応じて、処方箋情報の編集、検索、出力を行う。

3. 機能設計

本システムプロトタイプの機能は、下記3機能を保有しており、総称して補装具費支給支援機能と呼ぶ。

補装具費支給制度における借受け方式導入の場合、補装具費支給情報管理機能で扱う帳票に借受けの項目を追加することにより対応できるので、機能としての変更はないと考えられる。

図表 10 システムの3機能

NO	要件	機能	説明
1	情報共有	補装具費支給情報管理機能	○情報の共有化を目的とし、情報の入力・検索・閲覧・編集・出力・加工する機能とする。 ○本事業では、申請受付業務及び判定業務で生じる帳票(判定依頼調書、判定依頼書、義手処方箋、義足処方箋、車椅子処方箋、電動車椅子処方箋、座位保持装置処方箋の7種類)を対象とし(以降、対象帳票)、入力・検索・閲覧・編集・出力・加工する機能を実装した。
2	資料提供	補装具費支給判定Q&A提供機能	○専門的知識の欠如を補足することを目的とし、補装具費支給に関連する資料を提供する機能とする。 ○本事業では、厚生労働省 HP 及び公益財団法人テクノエイド協会 HP など補装具費支給関連の資料を表示する仕組みのイメージを実装した。
3	研修実施	E-learning研修機能	○専門的知識の強化を目的とし、E-learningによる補装具費支給事務内容の研修機能とする。 ○本事業では、埼玉県総合リハビリテーションセンターが行っている身体障害者福祉担当新任研修及び職員研修を用いて、E-learningによる研修のイメージを実装した。

4. 論理データベース設計

論理データベース設計は、対象テーブルについて、データベース論理設計図(ER図)を作成する。補装具費支給制度における借受け方式導入の場合、下記対象テーブルの中で No.7~No.13 の帳票における新規・再交付に関連する項目に借受けを追加することにより対応が可能である。

図表 11 対象テーブル一覧

No	エンティティ名	テーブル名
1	ユーザ	user
2	ユーザ区分	user_type
3	登録状態種別	register_status
4	アクセス履歴	access_log
5	アクセス種別	access_type
6	ユーザ履歴	user_log
7	義手処方箋	artificial_arm_prescription
8	義足処方箋	artificial_leg_prescription
9	車椅子処方箋	wheelchair_prescription
10	電動車椅子処方箋	electric_wheelchair_prescription
11	座位保持装置処方箋	sitting_holding_device_prescription
12	判定依頼調書	judgement_request_investigation
13	判定依頼書	judgement_request_form

E. 結論

研究に協力いただいている自治体関係者に借受制度に対する準備状況についてヒアリングを行った時点において、借受制度の詳細については何も通達等がなされていない状況であり、対応は行っておらず、新年度が始まってから対応するとのことであった。データベース構築の目的の一つである業務支援（業務量軽減）については、借受制度が動き始めてから、業務フローについて検討することが必要であることが確認された。

基本的には、現行の補装具費支給制度に貸与品目の導入とそれに伴う、貸与期間などの項目の追加が考えられるが、システム上問題ないことが確認された。

G. 研究発表

無

H. 知的財産権の出願・登録状況

無

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

「支援機器の効果的活用や支援方法等に関する情報基盤整備に関する研究」に係る
「補装具適合・判定支援モデル事業補装具費支給情報調査」

研究分担者 筒井澄栄 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
研究所障害福祉研究部 心理実験研究室室長
研究協力者 鈴木隆弘 みずほ情報総研株式会社
情報通信研究部 マルチメディア技術チーム

研究要旨

本研究では、補装具費支給申請手続きや補装具の適合・判定に係る情報を収集・蓄積・共有し、業務の適正化、効率化に資するデータベースシステム（以下、当該データベースシステムとする）の実現を支援することを目的とする。

当センターで開発した補装具費支給情報システムは、補装具費支給情報管理機能、補装具費支給判定 Q&A 提供機能、E-learning 研修機能の 3 機能を有しており、本システムプロトタイプの補装具費支給情報管理機能で管理する帳票情報をより汎用的にし、それを利用した分析を行えるようにするため、更生相談所の帳票情報を対象とした調査等を実施した。

全国 4 か所の障害者更生相談所（愛知県、大阪府、愛媛県、福岡県）の協力を得て、義手、義足、車椅子、電動車椅子および座位保持装置の 5 種類の補装具について、平成 28 年 4 月以降に支給決定がなされた補装具費支給申請に係る各種帳票で、直近のものから 20 件を選定し、結果として 369 件の客体についての帳票等を収集することができた。また、これらの収集情報を利用し、各補装具の種類の内訳、価格分布、自治体別の傾向等の集計・分析を行った。

A. 研究目的

ニッポン一億総活躍プランでは「障害者が希望や能力、障害者疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。」とされている。補装具は、「障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間に渡り継続して使用されるもの」とされている。補装具は、障害者が日常生活や就労活動を行い、社会において最大限活躍するための環境整備の基本的なものであるが、その給付に当たっては、個々人の状態に合わせた補装具が適切に給付されないと十分な能力が発揮できない状況にあることから障害者の社会参加を促進するためにも、障害者が適切な補装具を適正に入手できる体制の整備が必要である。

また、更生相談所、自治体における現状を見ると、補装具給付事務について専門知識を有する職員の不足、新規補装具等に対する情報不足などの課題があ

る。これらの課題は、これまでに当センターにおいて実施してきた調査研究からも明らかになっており、その解決策として、補装具費支給申請手続きや適合・判定に関する情報の共有及び利活用が挙げられている。このような状況の中、当センターの役割として、補装具費支給申請手続きや福祉機器に関する情報提供を視野に入れた全国の中核的な存在が期待されているところである。

以上のような背景を踏まえ、データベースシステムによる補装具費支給申請の手続きや補装具の判定・適合に関する情報の共有化や業務支援を実施することによって、更生相談所、自治体における業務の質の向上を目的とした支援の仕組みの構築や補装具費支給制度の申請手続きや補装具の判定・適合における実用化に向けた課題抽出の仕組みの構築に利活用できるモデル事業を実施した。

2) 目的

本業務では、補装具費支給申請手続きや補装具の適合・判定に係る情報を収集・蓄積・共有し、業務を支援するデータベースシステム（以下、当該データベースシステムとする）を実現するためのモデル事業として、以下の業務を予定している。

当センターで開発した補装具費支給情報システムプロトタイプは、補装具費支給情報管理機能、補装具費支給判定 Q&A 提供機能、E-learning 研修機能の3機能を有しており、本システムプロトタイプの補装具費支給情報管理機能で管理する帳票情報をより汎用的にし、それを利用した分析を行えるようにするため、WEB 及び文献等の公開情報を対象とした調査や更生相談所の帳票情報を対象とした調査等を実施した。

B. 研究方法

全国4か所の障害者更生相談所（愛知県、大阪府、愛媛県、福岡県）から、義手、義足、車椅子、電動車椅子および座位保持装置の5種類の補装具を対象に、補装具費支給申請に係る各種帳票を収集し、各補装具の種類の内訳、価格分布、自治体別の傾向等の集計・分析を行った。

（倫理面への配慮）

調査研究協力機関へは、収集したデータは集計及び統計処理を行い、個人情報が集計結果として公表されることがないこと。また、本調査により収集されたデータは、本調査の趣旨以外の目的で使用されることはないことを文書及び口頭で説明を行い、了承の得られた機関で行った。

C. 研究結果と考察

1) 概要

収集した帳票のうち、補装具の処方が分かる帳票（処方箋等）を対象として、集計・分析を行った。

下表は、対象とした帳票を、更生相談所別、補装具の種類別（新規、修理）で整理した表である。

図表1 集計・分析対象とする帳票

	合計	義手	義足	義足 修理	座位保 持装置	座位保 持装置 修理	車椅子	車椅子 修理	電動車 椅子
合計	411	64	64	17	77	5	98	2	84
名古屋市	122	22	17	4	26	1	32	0	20
大阪市	111	21	15	5	21	1	22	2	24
福岡県	100	15	12	8	17	3	24	0	21
愛媛県	78	6	20	0	13	0	20	0	19

2) 申請された補装具の内訳

図表2は、申請された補装具の内訳について整理した表である。

図表2 申請の内訳

申請補装具	度数	パーセント
義手	64	15.6%
義足	64	15.6%
座位保持装置	77	18.7%
車椅子	98	23.8%
電動車椅子	84	20.4%
義足・修理	17	4.1%
座位保持装置・修理	5	1.2%
車椅子・修理	2	0.5%
合計	411	100.0%

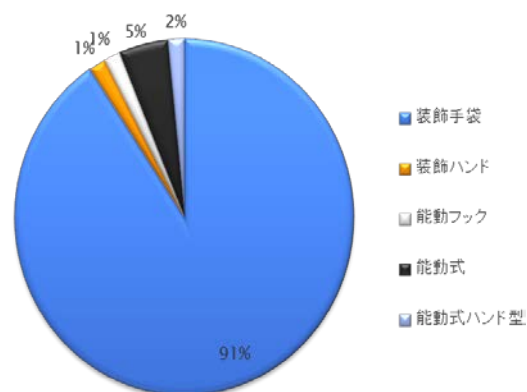
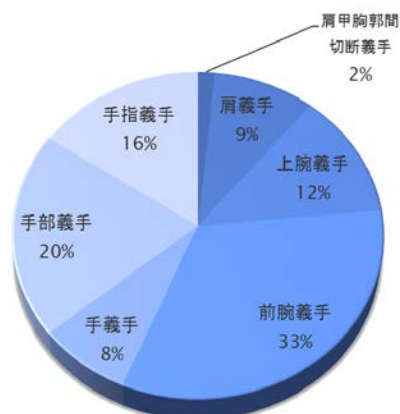
3) 義手の種類の内訳

図表3及び円グラフは、申請された補装具のうち、義手の種類の内訳について整理したものである。

義手の種類の中で、前腕義手の割合が最も多い。

図表3 義手の種類の内訳

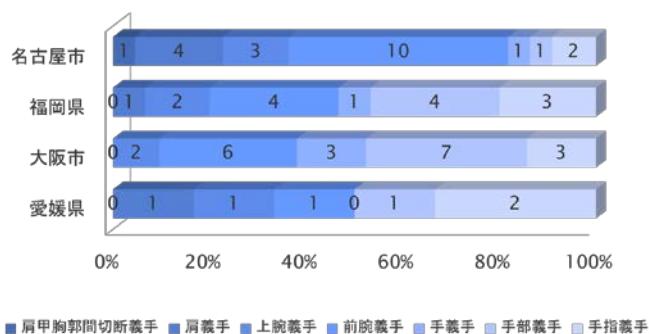
義手の種類名	度数	パーセント
肩甲胸郭間切断義手	1	1.6%
肩義手	6	9.4%
上腕義手	8	12.5%
前腕義手	21	32.8%
手義手	5	7.8%
手部義手	13	20.3%
手指義手	10	15.6%



4) 自治体別の義手の種類の割合

図表4の棒グラフは、申請された義手のうち、自治体別に義手の種類の割合を整理したものである。

図表4 自治体別の義手の種類の割合



6) 義手の価格分布

下の表及び箱ひげ図は、申請された義手について、義手の価格の分布について整理したものである。

肩義手や上腕義手は価格のばらつきが大きく、手指義手は価格のばらつきが小さいことが見て取れる。

図表6 義手の価格分布

申請補装具	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
肩甲胸郭間切断義手	1	291,186	.	291,186	291,186
肩義手	6	299,029	140,996.1	96,835	463,425
上腕義手	8	345,696	123,575.9	180,780	577,028
前腕義手	21	248,942	77,933.2	123,873	498,586
手義手	5	116,122	58,531.36	28,631	171,767
手部義手	13	153,074	162,991.7	56,172	674,388
手指義手	10	76,374	36,911.56	28,034	156,414

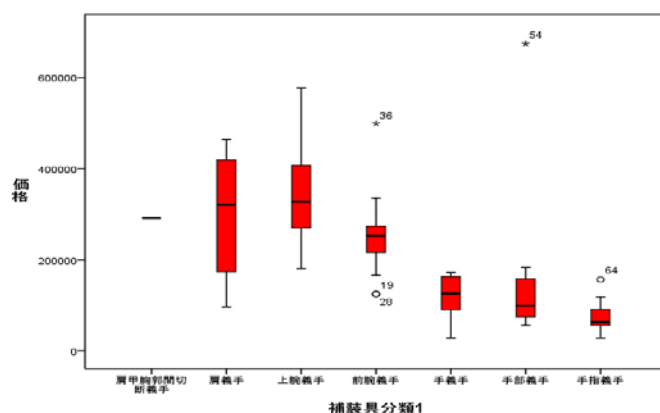
5) 義手の特徴

図表5の表及び円グラフは、申請された義手の各種類に対して、義手の使用目的で整理したものである。

使用目的は、装飾手袋が91%と最も多く、それ以外は大きな違いは見られない。

図表5 義手の各種類に対する分類内容

	肩甲胸郭間切断義手	肩義手	上腕義手	前腕義手	手義手	手部義手	手指義手	合計
装飾手袋	1	5	6	18	5	13	10	58
装飾ハンド	0	0	1	0	0	0	0	1
能動フック	0	1	0	0	0	0	0	1
能動式	0	0	0	3	0	0	0	3
能動式ハンド	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	1	6	8	21	5	13	10	64



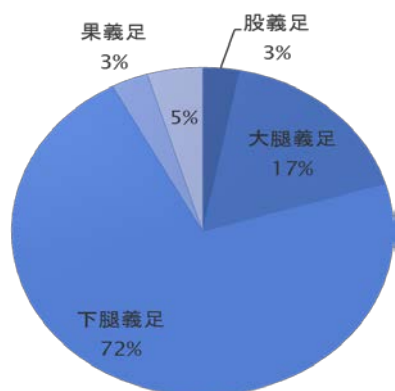
7) 義足の種類の内訳

図表7の表及び円グラフは申請された補装具のうち、義足の種類の内訳について整理したものである。

義足の種類の中で、下腿義足の割合が最も多い。

図表 7 義足の種類の内訳

申請補装具	度数	パーセント
股義足	2	3.1%
大腿義足	11	17.2%
下腿義足	46	71.9%
果義足	2	3.1%
足根中足義足	3	4.7%
合計	64	100.0%



8) 下肢切断の原因

図表 8 は、申請された義足のうち、下腿切断の原因について整理したものである。

下腿切断の原因として、循環器系疾病による切断が全体の 33% であることが見て取れる。

図表 8 下腿切断の原因

下腿切断の原因	度数	パーセント
火傷	1	1.6%
開放骨折	1	1.6%
外傷	1	1.6%
交通事故	2	3.1%
事故	6	9.4%
踵骨骨折・骨髄炎	1	1.6%
脛骨骨髄炎	1	1.6%
足部難治性潰瘍	1	1.6%
壊死・壊疽	4	6.3%
悪性軟部腫瘍	1	1.6%
下肢扁平上皮癌	1	1.6%
骨肉腫	1	1.6%
バージャー病	1	1.6%
閉塞性動脈硬化症	4	6.3%
糖尿病	1	1.6%

糖尿病性骨髄炎	1	1.6%
糖尿病性壊死・壊疽	11	21.9%
未記入	22	34.4%
合計	64	100%

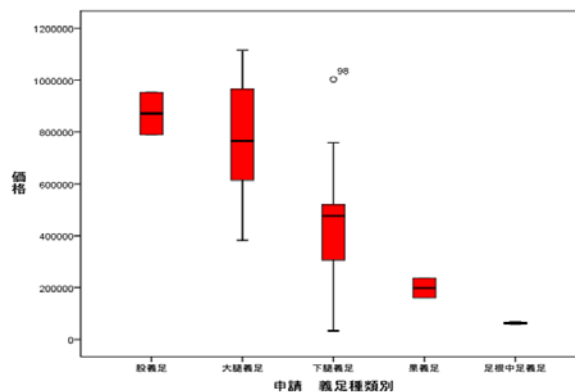
9) 義足の価格分布

図表 9 及び箱ひげ図は、申請された義足について、義足の価格の分布について整理したものである。

大腿義足や下腿義足は価格のばらつきが大きいことが見て取れる。

図表 9 義足の価格分布

申請補装具	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
股義足	2	871,386	114,603	790,349	952,422
大腿義足	11	783,794	234,051	382,310	1,115,596
下腿義足	46	453,349	157,675	246,961	1,002,569
果義足	2	198,177	53,208	160,553	235,800
足根中足義足	3	63,128	5,047	58,855	68,696

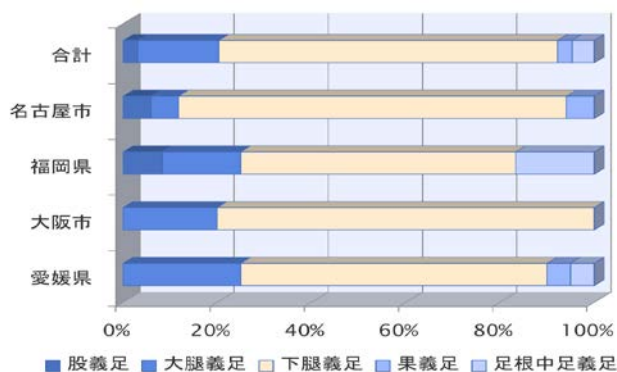


10) 自治体別の義足の種類の割合

図表 10 の棒グラフは、申請された義足のうち、自治体別に義足の種類の割合を整理したものである。

どの自治体も下腿義足の割合が多い。

図表 10 自治体別の義足の種類の割合

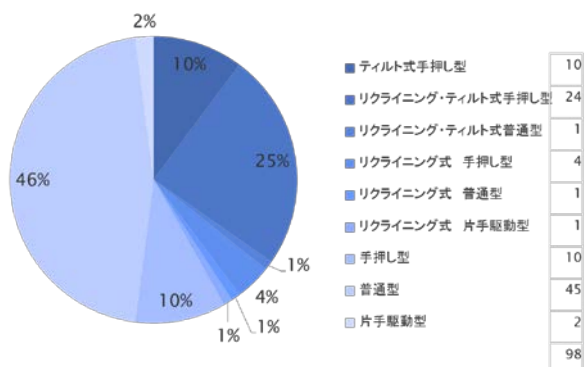


11) 車椅子の種類

図表 11 の円グラフは、申請された車椅子のうち、車椅子の種類の内訳について整理したものである。

普通型の車椅子の割合が最も多い。

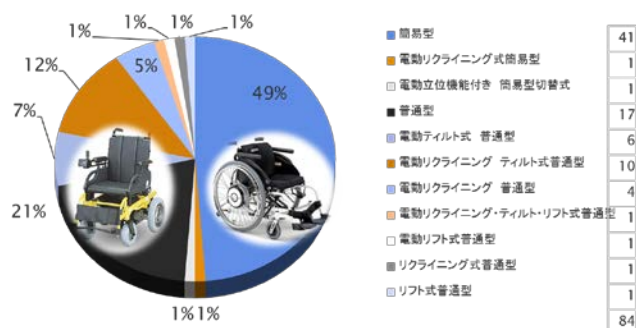
図表 11 車椅子の種類



12) 電動車椅子の種類

図表 12 の円グラフは、申請された電動車椅子のうち、電動車椅子の種類の内訳について整理したものである。

簡易型の車椅子の割合が最も多い。



E. 結論

研究協力をお願いするに当たり、各自治体に問い合わせをした際に、個人情報の取り扱いが自治体ごとに異なることが明らかとなり、全国規模のデータベース構築における課題が明らかとなった。

協力いただいた自治体のデータを整理した結果、①下肢切断の原因が、交通事故や労働災害といった外傷から閉塞性動脈硬化症や糖尿病を起因とする循環器疾患を原因とするものが増えている。②上肢切断において能動義手の処方が著しく少ない。③電動

車椅子では、簡易電動車椅子の処方が約半数を占めていることが明らかとなった。

G. 研究発表

無

H. 知的財産権の出願・登録状況

無

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分 担 研 究 報 告 書

補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関するアンケート調査

研究分担者 山田 英樹 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
障害福祉研究部 障害福祉研究部長
研究分担者 筒井 澄栄 創価大学文学部
教授

平成30年度4月より、補装具費支給制度の取扱いについては、購入並びに修理に加え、借受けに係る費用が支給されることになった。これを受け、借受け導入後の課題の把握とその対応案等を検討することを目的として、全国を8ブロックに分け、それぞれのブロックより抽出した更生相談所に対して補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関する調査を実施した。

借受け導入後の課題を的確に把握するために、補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関する調査を実施した。あわせて借受け制度に限らず、児童への支給決定上の課題に関する調査も実施した。

補装具の借受け制度は、利用者の「成長や病気の進行に伴う短期交換・利用を想定しており」機器の効果的な利用を促進するとともに、とともに導入後に不具合時の費用未発生、複数の利用者に活用できる事で廃棄数の減少、利用者や福祉用具を給付する自治体にとって経済的にも環境に優しい制度として考えられているものの、補装具製作事業者、メーカー、販売店にとっては、下記の課題に対する方策がまだ見いだせていないのが現状であることが明らかとなった。

A. 研究の目的

平成30年度4月より、補装具費支給制度の取扱いについては、購入並びに修理に加え、借受けに係る費用が支給されることになった。これを受け、借受け導入後の課題の把握とその対応案等を検討することを目的として、更生相談所に対して補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関する調査を実施した。

また、借受け導入後の課題を的確に把握するために、補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関する調査を実施した。あわせて借受け制度に限らず、児童への支給決定上の課題に関する調査も実施する。

B. 研究方法

1) 更生相談所アンケート調査実施概要

全国を8ブロックに分け、それぞれのブロックより抽出した更生相談所対象に、補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関するアンケート調査を

実施した。

2) 調査方法及び調査時期

2018年10月～12月の期間に、各更生相談所が事前に送付した調査票ファイル（EXCEL形式）に所定の項目を入力し、回答ファイルをみずほ情報総研株式会社宛に送付する方式で調査を実施した。

3) 調査票項目

調査票の項目は、以下のものである。

- Q1. 平成30年4月より開始された補装具の借受け制度の利用状況について
- Q2. 借受け制度導入後における課題やその対応等
- Q3. 借受け制度導入についてのその他ご意見
- Q4. 借受け制度導入を受け、補装具の種目に対する適否について
- Q5. その理由
- Q6. 借受け制度導入のメリットやデメリットについて

- Q7. 他の機関における借受け制度導入後における課題やその対応等でご存知のもの
- Q8. 他の機関における借受け制度導入のメリットやデメリットでご存知のもの
- Q9. 借受け制度導入に伴う基準額の在り方について
- Q10. 借受け制度導入の基準額の在り方についてのその他ご意見
- Q11. 借受け制度に限らず、児童への支給決定上の課題について
- Q12. その他ご意見やご要望

C. 研究結果

補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関するアンケート調査について、調査票の回答データを集計・分析した結果については以下に示すとおりである。

1) 借受け制度の利用状況について

(1) 借受け制度の利用状況について

平成 30 年 4 月より補装具の借受け制度が開始されたが、4 月～12 月での借受け制度の利用状況についてをみると、回答いただいた 8 更生相談所のすべての更生相談所 (100%) で、借受け制度の利用例は 1 件も無かった (図表 2 1)。

図表 2 1 借受け制度の利用状況

借受け制度の利用有無	回答数	構成比	総利用件数
1. 利用があった	0	0%	0 件
2. 利用がなかった	8	100%	—
全体	8	100%	0 件

2) 借受け制度導入後における課題やその対応等

平成 30 年 4 月からの借受け制度導入後における課題やその対応等に関する各フェーズでの回答内容は以下のとおりである。

(1) 申請・受付時の借受け制度導入後における課題やその対応等

申請・受付フェーズにおける、借受け制度導入後における課題やその対応等についての回答は、図表 2-2 の通りである。

図表 2 2 申請・受付時の借受け制度導入後における課題やその対応等

分類	課題	対応等
①事業者 に起 因す る問 題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応可能な業者がごく一部である。 ・ 借受けに対応する事業者がいない。 ・ 借受けに対応する事業者の情報がない。 ・ 事業者に借受け対応への体制が整っていない。 ・ 補装具事業者への周知が不十分であり、また、借受けに対応する事業者がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他都市への情報提供をお願いしている状況である。 ・ 今後、制度所管部署から、登録補装具事業者に対し、借受け対応が可能かの意向確認を行う予定である。 ・ 業者に協力依頼を行った。(ただし、対応できる業者はいない状況)
②周 知不 足に よる 問題 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時の制度概要説明に慣れていない。 ・ 福祉事務所担当者の借受けについての情報が不足している。 ・ 補装具支給の実施主体である市町村への周知が不十分である。 ・ 児童補装具の借受けについては、療育機関への周知ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度所管部署作成の市民向けの案内文を活用する。 ・ 制度の周知を引き続き行う。 ・ 指針等の通知およびガイドブックを用いた説明会を行い周知した。 ・ 療育機関への指導権限がないので、対応できない。
③そ の他 の問 題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムの複雑さが課題である。 ・ 指針では、技術的助言の過程で借受けが必要とされる場合は医師意見書を出すことになっているが、電話での助言が基本のため対応が困難である。 ・ 業者と市町村、業者と申請者間の契約方法が不明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助言依頼の形式の事務手続きを変更した。 ・ 契約方法については対応できない。

(2) 支給決定時の借受け制度導入後における課題やその対応等

支給決定フェーズにおける、借受け制度導入後における課題やその対応等についての回答は、図表 2-3 の通りである。

図表 2 3 支給決定時の借受け制度導入後における課題やその対応等

分類	課題	対応等
①事業者起因する問題等	<ul style="list-style-type: none"> 借受けに対応する事業者がない。 	<ul style="list-style-type: none"> まずは業者に対応が可能かどうか確認をしないと、制度の適用に至っていないのが現状である。 結局購入としている。
②判断基準による問題等	<ul style="list-style-type: none"> 未経験である。 具体的な事例がなく、借受けを認める判断基準が難しい。 借受け期間終了時に向けての再判定時期の管理等判定事務の取り扱いについて。 借受けに関する判断事例がない。 借受け決定の事例が少なく、判定を行う際に苦慮する。 決定期間の判断基準が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応マニュアルや取扱要領等の策定をするにもたつき台がない状態である。 所内での協議、処方医・事業者からの情報収集、申請者の意向や状況確認を通して検討する。 補装具費支給事務ガイドブックや他の自治体での事例を参考にする。 借受け判定に係る内規を作成した。
③その他の問題等	<ul style="list-style-type: none"> 業者や自治体、制度所管部署との調整に時間を要する。 購入部分、完成用部品の借受け部分、かつ、部品ごとに支給決定を行わなければならない等事務が煩雑になる。 進行性の疾患患者に期間限定の借受け制度を提案、紹介しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体、判定機関、制度所管部署、業者間での連携が重要である。 補装具費借受け制度管理簿を作成し、判定機関や再判定調整時期を記録している。 結局購入としている。

分類	課題	対応等
	<ul style="list-style-type: none"> 補装具費の支給が毎月必要になり、手続きが煩雑になる。 	

(3) 納品・フォロー時の借受け制度導入後における課題やその対応

納品・フォローフェーズにおける、借受け制度導入後における課題やその対応等についての回答は、図表 2-4 の通りである。

図表 2 4 納品・フォロー時の借受け制度導入後における課題やその対応等

分類	課題	対応等
①事業者起因する問題等	<ul style="list-style-type: none"> 借受けが対応可能な一事業者への依頼が集中し、在庫の関係で業者が難色を示し始めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 業者としては購入時に借受けで使用したものは販売できない等厳しい状況であり、ある程度、制度での業者への補償が必要と思われる。
②メンテナンスによる問題等	<ul style="list-style-type: none"> 借受け中、借受け終了時のメンテナンスが困難ではないか。 重度障害者用意思伝達装置について、アフターフォロー等を購入と同じように行うことは困難。 借受け期間中に故障した場合、どこまで補償されるのかが不明である。 借受け期間中のメンテナンス対応や、万一の事故対応が課題である。 修理時の責任の所在が不明確で、指針の表現があいまいである。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状では具体事例はない。 対応マニュアルや取扱要領等の策定をするにもたつき台がない状態である。 短期間での利用が最も想定されやすいだけに、フォローが不可欠であり、制度での補完が必要である。 借受け契約の際の十分な説明や契約書への明示を業者に求めていく。 補装具判定の手引きに借受け期間中の修理にかかる考え方を示した。

分類	課題	対応等
③その他の問題等	<ul style="list-style-type: none"> 借受けと支給への切り替え等の進捗管理に不安がある。 借受けを行うための補装具の基準が不明確である。(最新バージョンなのか、中古品やデモ貸出品でもよいのか等) 	<ul style="list-style-type: none"> 現状では具体事例はない。

3) 借受け制度導入についてのその他ご意見

(1) 借受け制度導入についてのその他意見

平成 30 年 4 月からの借受け制度導入後についてのその他の意見の回答は、図表 2-5 の通りである。

図表 2-5 借受け制度導入後についてのその他の意見

分類	主な意見
①業者について	<ul style="list-style-type: none"> 単価が安く業者にとっては利益にならないので、借受け対応可能な業者が増えない。 基準額が低く設定され、借受けした機器の継続が見込める制度になっていないため、協力する業者がいらない。 業者の協力が得られないことから、借受けの実績がなく本来の課題が見えてこないという状況である。
②事務処理等について	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理が煩雑である。 進捗管理に神経を使う。 借受けの判断にあたっては、来所判定と文書判定のどちらでも可能としケースバイケースで検討している。 来所判定は、判断が困難な膝継手の比較検討や評価に望ましい。 文書判定は、利便性や主治医によるその後の継続的な評価が適当。 修理時の責任の所在や取扱いが不明確である。
③その他	<ul style="list-style-type: none"> 意思伝達装置に関しては、借受け導入を図っていきたいので 1 業者からでも実施していく予定である。 国は借受け制度を軌道に乗せるために、あらゆる方策を講じる必要がある。 重度障害者用意思伝達装置や上肢装具の完成部品が、補装具の短期間の利用が想定されるとして、借受け制度の申請を促す形となっている。 借受け制度のメリットが理解され、活用されるに

分類	主な意見
	<ul style="list-style-type: none"> は、時間を要すると思われる。 借受けから特例補装具や意思伝達装置の付属品を除いたことが、制度を使いにくい状況を作った要因となっている。特例補装具や付属品も含めた運用が可能となるよう検討して欲しい。 今回対象とならなかった車いすや電動車いすも短期間で使用困難になるケースが多く、借受けがあれば電動車いすの支給につながりやすくなる。

4) 補装具の種目に対する適否について

(1) 義肢 (完成用部品)

義肢 (完成用部品) の適否については、「適している」が 2 更生相談所、「どちらかといえば適している」が 2 更生相談所、「どちらかといえば適していない」が 3 更生相談所、「適していない」が 0 更生相談所であった。(未回答項目もあるため、合計が 8 更生相談所にならない場合がある)

図表 2-6 義肢 (完成用部品) の適否

補装具の種目	選択肢			
	適している	どちらかといえば適している	どちらかといえば適していない	適していない
義肢 (完成用部品)	2	2	3	0

また、「適している」もしくは「どちらかといえば適している」の理由としては、以下のとおりである。

- メーカーにはデモ用パーツがあり、事業者は借用、試行している実態がある。
- 使用実態に合わせた完成用部品の選定が可能となる。
- 高額な膝継手等は、借受けで様子を見ることが可能となる。特に高額な膝継手や足部を検討するには適していると考えられる。

(2) 装具 (完成用部品)

装具 (完成用部品) の適否については、「適している」が 0 更生相談所、「どちらかといえば適している」が 6 更生相談所、「どちらかといえば適していない」が 2 更生相談所、「適していない」が 0 更生相談所であつ

た。(未回答項目もあるため、合計が8更生相談所にならない場合がある)

図表 2-8 装具 (完成用部品) の適否

補装具の種目	選択肢			
	適している	どちらかといえ ば適している	どちらかといえ ば適していない	適して いない
装具 (完成用部品)	0	6	2	0

また、「適している」もしくは「どちらかといえば適している」の理由としては、以下のとおりである。

- ・ 使用実態に合わせた完成用部品の選定が可能となる。
- ・ 上肢装具については、障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合に適すると考えられる。
- ・ 進行性疾患の障害者の方に対する上肢装具は進行状況によっては試用期間が短期間となることもある。
- ・ 一部装具では借受けに適したものがある。
- ・ 上肢装具については、使用期間が限られている場合は適していると考えられる。

(3) 座位保持装置 (完成用部品)

座位保持装置 (完成用部品) の適否については、「適している」が0更生相談所、「どちらかといえば適している」が2更生相談所、「どちらかといえば適していない」が3更生相談所、「適していない」が2更生相談所であった。(未回答項目もあるため、合計が8更生相談所にならない)

図表 2-9 座位保持装置 (完成用部品) の適否

補装具の種目	選択肢			
	適して いる	どちらかといえ ば適して いる	どちらかといえ ば適して いない	適して いない
座位保持装置 (完成用部品)	0	2	3	2

また、「適している」もしくは「どちらかといえば適している」の理由としては、以下のとおりである。

- ・ 成長や障害状況の変化に合わせた対応が可能となる。
- ・ 支持部部品や継手部品を検討するには適していると考えられる。

(4) 座位保持椅子

座位保持椅子の適否については、「適している」が0更生相談所、「どちらかといえば適している」が1更生相談所、「どちらかといえば適していない」が3更生相談所、「適していない」が3更生相談所であった。(未回答項目もあるため、合計が8更生相談所にならない)

図表 2-10 座位保持椅子の適否

補装具の種目	選択肢			
	適している	どちらかとい えば適して いる	どちらかとい えば適して いない	適して いない
座位保持 椅子	0	1	3	3

また、「適している」もしくは「どちらかといえば適している」理由として、「短期間で使用できなくなるケースが多い」との回答が得られた。

(5) 歩行器

歩行器の適否については、「適している」が0更生相談所、「どちらかといえば適している」が2更生相談所、「どちらかといえば適していない」が1更生相談所、「適していない」が3更生相談所であった。(未回答項目もあるため、合計が8更生相談所にならない場合がある)

図表 2-11 歩行器の適否

補装具の種目	選択肢			
	適して いる	どちらかとい えば適して いる	どちらかとい えば適して いない	適して いない
歩行器	0	2	1	3

また、「適している」もしくは「どちらかといえば適している」理由としては、以下のとおりである。

- ・ 適しているもしくはどちらかといえば適している理由
- ・ 短期間で使用できなくなるケースが多い。

- ・ 成長や使用環境の変化に合わせた対応が可能となる。
- ・ 歩行器は対象が基準内のものに限られるため、特例にあたるような高額機種の試用ができない。

(6) 重度障害者用意思伝達装置（本体）

重度障害者用意思伝達装置（本体）の適否については、「適している」が3更生相談所、「どちらかといえば適している」が4更生相談所、「どちらかといえば適していない」が0更生相談所、「適していない」が0更生相談所であった。（未回答項目もあるため、合計が8更生相談所にならない場合がある）

図表 2-11 重度障害者用意思伝達装置（本体）の適否

補装具の種目	選択肢			
	適している	どちらかといえば適している	どちらかといえば適していない	適していない
重度障害者用意思伝達装置(本体)	3	4	0	0

また、「適している」もしくは「どちらかといえば適している」の理由としては、以下のとおりである。

- ・ 短期間で使用できなくなることが想定できるケースがある。
- ・ 判定までに時間を要する場合が多く、支給決定までの時間短縮につなげられる。
- ・ 借受け後に有用性を確認して購入の決定を行うことで、円滑な補装具費の支給が可能となる。
- ・ 結果的に短期間の使用となった場合、費用が抑制できる。
- ・ 障害状況の変化に合わせた対応や、初導入時の機種の見極めが可能となる。
- ・ 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合に適すると考える。
- ・ 進行性の疾病に対して、借受け制度は適している可能性がある。
- ・ 進行が早く試用期間が短いことが予測され、本人も購入を躊躇する場合がある。
- ・ 使用期間に限られている場合には適していると考えられる。

5) 借受け制度導入のメリットやデメリットについて

(1) 借受け制度導入のメリットやデメリットについて

平成30年4月からの借受け制度導入を受け、借受け制度導入のメリット（図表 2-12）やデメリット（図表 2-13）に関する回答は、以下の通りである。

図表 2-12 借受け制度導入のメリット・デメリット

分類	メリット
①経済的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の支給に比して、経済的に安価になる。 ・ 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定されることが明らかな場合、購入費用が抑制される。
②効果的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継手や支持部などの完成用部品を選択するにあたって、じっくりと検討できる。 ・ 購入に加え借受けの選択肢が増え、適切な補装具を適切な時期に使用することが可能となる。 ・ 短期間の試用が想定される場合、補装具費の効率的な支給につながる。 ・ 高機能の膝継手など就労や生活に必要な部品の決定が可能になる。 ・ 意思伝達装置については、使用効果が不明の場合に、借受けを利用することで使える状態での決定が可能となる

図表 2-13 借受け制度導入のデメリット

分類	デメリット
①事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用した製品を、次に利用する人がいるのか。 ・ 現在の借受けに係る単価が低過ぎないか。 ・ 借受けに対応する事業者がない。 ・ 制度導入から間がないため、事業者の体制が整っておらず、メンテナンスや事故対応等に不安がある。 ・ 借受け期間が短いほど、搬入出や組み立ての手間が利用者及び事業者の負担になる。
②事務・調整等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借受けの支給事務が煩雑である。ひとつの補装具に購入と借受けが存在することで、事務手続きがさらに煩雑となる。 ・ 障害の進行に合わせた早急な対応が求められる一方、業者の調整や支給決定事務で不慣れな点もおおく、調整できるのか等の懸念がある。
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高機能高価格の完成用部品を国がほぼ無制限に指定しているため、福祉にはなじまない完成用部品を希望された時の対応が困難である。

6) 他機関における借受け制度導入後の状況について
平成30年4月からの借受け制度導入後における他の更生相談所等での課題やその対応等に関する各フェーズでの回答内容を以下に示す。

(1) 申請・受付時の借受け制度導入後における課題やその対応等

申請・受付フェーズにおける、借受け制度導入後における課題やその対応等についての回答内容を以下に示す。

図表 2-14 他機関における申請・受付時の借受け制度導入後における課題やその対応等

分類	課題	対応等
①事業者起因する問題等	借受けに対応する事業者がいない。	他都市への情報提供をお願いしている。

(2) 支給決定時の借受け制度導入後における課題やその対応等

支給決定フェーズにおける、借受け制度導入後における課題やその対応等についての回答は、図表 2-15 の通りである。

図表 2-15 他機関における支給決定時の借受け制度導入後における課題やその対応等

分類	課題	対応等
①事業者起因する問題等	借受けに対応する事業者がいない。	他都市への情報提供をお願いしている。

(3) 納品・フォロー時の借受け制度導入後における課題やその対応

納品・フォローフェーズにおける、借受け制度導入後における課題やその対応等についての回答は、図表 2-16 の通りである。

図表 2-16 他機関における納品・フォロー時の借受け制度導入後における課題やその対応等

分類	課題	対応等
①事業者起因する問題等	借受けに対応する事業者がいない。	他都市への情報提供をお願いしている。

7) 他機関における借受け制度導入のメリットやデメリットについて

平成30年4月からの借受け制度導入に伴い、他の更生相談所等での借受け制度導入のメリットやデメリット

については、「リット」「デメリット」いずれについても、「他都市の例は把握できていない」との回答であった。

8) 借り受け制度導入の基準額の在り方について

平成30年4月からの借受け制度導入に伴い、基準額の在り方についての回答は以下の通りである。

(1) 借受け期間について

借受けの基礎となる算定期間としての借受け期間についての回答は、図表 2-17 の通りである。

図表 2-17 借受け期間についての意見

分類	主な意見
①期間に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長1年～再判定を行うことにより最長3年までという期間は適当である。 ・ 判定結果による借受けの開始、終了、再判定という手順と手間を考えると、借受け期間は一定の長さ（半年程度）以上が望ましい。 ・ 導入されて間もないため、まずは制度上の期間で借受けを行い、必要に応じ見直しが必要。
②対応に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1～2週間であればメーカーも無償のデモ機を貸し出してくれるので、それ以上の期間、借りたい場合に借受けで対応できれば良い。
③金額に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月当たりの基準額が良い。 ・ 同一人物が長期間の使用を想定していないことから、3年より短い期間で減価償却ができる基準額の設定が必要。 ・ 借受けの価格は一律にすることなく、1年間の継続が見込まれるものと2週間から1か月の借受けが見込まれるものとは、基準額に差をつける必要がある。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な事例がなく、検証・分析できない。

(2) 補装具の借受けの基準額等について

機器本体や部品等の補装具の借受けの基準額等についての回答は、図表 2-18 の通りである。

図表 2-18 補装具の借受けの基準額等についての意見

分類	主な意見
①基準額に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の基準額では低すぎるというのが、多くの製作者者の意見。 ・ 全体として基準額設定が安すぎる。 ・ 上肢装具の借受けについて、業者から「基準額が安価過ぎる。」という意見があった。

分類	主な意見
	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度との比較で基準額が安価である。 種目によっては採算が合わない。(例：重度障害者用意思伝達装置本体)。 借受けの普及に当たっては、実態に合わせた基準額の見直しが必要。 借受けの基準額は妥当。 座位保持椅子の車載用の価格が他の基準価格より低く設定されている。
②手続きに関して	<ul style="list-style-type: none"> 借受けの場合は、機器本体、部品の費用に加えてメンテナンス費用が発生し、さらに事務手続きが煩雑となる。 頭部保持具が設定されていないが、座位保持椅子の車載用に必要な物である。
③補装具品に関して	<ul style="list-style-type: none"> 購入になった場合は新品を支給することになっており、業者にとっては、借受け用の製品を常にいくつか用意しておくことは、現実的に難しく、基準額では対応が困難。 支給品と同等のものを業者が所有しなければならないところが困難。 メーカーからデモとして提供された完成用部品も要件を満たせば借受けを行ってよいのでは。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事例がなく、検証・分析できない。

(3) サービス費用の必要性について

搬出入やメンテナンス、適合調整等といったサービス費用の必要性についての回答は、図表 2-19 の通りである。

図表 2-19 サービス費用の必要性についての意見

分類	主な意見
①必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 業者にとっては必要性がある。 重度障害者用意思伝達装置について、業者より借受け時のセッティング内容や費用、アフターフォロー（交通費・人件費等も含め）、借受け期間中の故障対応について、制度でのフォローが必要。 意思伝達装置の場合、個人情報削除するために、一度すべてのデータを消去し再度インストールする必要があり、この費用の扱いの検討が必要。(業者に負担させるには無理がある)
②基準額に	<ul style="list-style-type: none"> サービス費用は、借受け基準額の中に含まれるもの。

分類	主な意見
含めるもの	
③対応事業者増につながる	<ul style="list-style-type: none"> サービス費用を設定すると、借受けに対応する事業者が増えるかもしれない。 通常出張費は、補装具費では支給されないため、利用者から費用を負担していただくか業者が自分で持つかどちらかとなっている、価格の低い借受けでは、業者が請け負いきくい要因となっている。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事例がなく、検証・分析できない。

(4) 借受け制度導入の基準額の在り方についてのその他ご意見

借受け制導入の基準額の在り方についてのその他の意見としては、「具体的な事例がなく、検証・分析できない」との回答が得られた。

9) 児童への支給決定の状況について

(1) 児童への支給決定上の課題について

児童への支給決定上の課題については、「支給決定を行う職員の専門知識に不安がある」が 8 更生相談所、「意見書内容がわかりにくい、情報が不足している」が 7 更生相談所、「補装具の具体的な構造等がイメージできない」が 3 更生相談所、「利用者の状態像が把握しにくい」が 6 更生相談所、「高額な機種申請時の対応に課題がある」が 5 更生相談所、「基準額が低過ぎる(特例補装具になりがち)」が 4 更生相談所、「複数支給の考え方が難しい」が 5 更生相談所、「使い分けの必要性の判断が難しい」が 4 更生相談所であった。

図表 2-20 児童への支給決定上の課題

選択肢	選択数
支給決定を行う職員の専門知識に不安がある	8
意見書内容がわかりにくい、情報が不足している	7
補装具の具体的な構造等がイメージできない	3
利用者の状態像が把握しにくい	6
高額な機種申請時の対応に課題がある	5
基準額が低過ぎる(特例補装具になりがち)	4
複数支給の考え方が難しい(※)	5
使い分けの必要性の判断が難しい	4

※補装具は、「原則として1種目につき1個、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認められた場合は、2個とすることができる。」とされており、基準上は「常用」、「作業用」として運用

することとされていますが、児童については、さらに、「心身の発育過程の特殊性を考慮すること」とされている。

また、その他の意見としては、以下のものがあつた。

- ・高額な特例補装具が児童で認められてしまい、児から者に移行したときに判定に困難が生じる事例がある。
- ・特例補装具が多い。地域の特性なのか他都市の状況が知りたい。
- ・使用環境の把握が不十分なまま処方されることがある。(例：学校と共有できていない等)

療育機関（自立支援医療機関を含む）の制度への理解ができていない。このため、生活状況にそぐわない高額な補装具が場所ごと用途ごとに複数（2台以上）支給されているケースが見受けられる。

10) その他意見・要望等

その他の意見・要望等については、図表 2-21 に示すとおりである。

図表 2-21 その他意見・要望等

分類	主な意見・要望等
①児童補装具について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の特例補装具については真に必要な理由の記載もないままに高額な機種が支給されているが、あまり使用されずに学校や自宅に放置されている事例が散見される。 ・ 児童補装具については、基準額が低過ぎるというより、高額な製品を要望する保護者も多いことから、特例補装具になりやすい。 ・ 児童の特例補装具も当所で要否検討しており、処方機関や自治体の担当者から「生活上や教育上で真に必要な状況」があるかを聴取している。 ・ 補装具費支給事務取扱指針には、「心身の発育過程の特殊性を十分考慮しつつ、身体機能の維持、向上、日常生活の改善に寄与することが期待できる等の医学的観点から判断する」「生活環境等の諸条件を総合的に考慮する必要がある」とあるが、どこまで児童補装具としての特殊性を勘案すべきかが難しい。
②各機関の役割について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童補装具では、保健所と自立支援医療機関は更生相談所の代わりをするという位置づけである。しかし、ほとんどの療育機関が自立支援医療機関の指定を受けておらず、保健所についても補装具の意見書を書くことはない。 ・ 療育機関は、補装具の個数や特例補装具等制度につ

分類	主な意見・要望等
	<p>いての理解はなく、場所ごと用途ごとにあれば便利な補装具の意見書を書かれる。このため、市町村は福祉の限度を超えて不適切な補装具支給をせざるを得ない状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関である療育機関が判定機関の役割を担うことは難しいと思われる。 ・ 療育機関は医学的に補装具が適合しているかの判断は可能だが、特に行政的な判断（個数の要否、特例補装具の必要性）をすることは困難である。
③改善・検討要望について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童補装具については、医師意見書を基に市町村で判断しているが、市町村は医学的知識が少なく、法的な縛りもあるため、申請のままに決定されるケースが多く、不適切な支給の要因となっている。このことの適正化のためには、自立支援医療機関について判定機関としての役割を外すか、医学的側面に限定し、補装具の個数や特例補装具の要否については更生相談所が行政判断を含め判定することが望ましいと考える。 ・ 児童補装具の適正化のためには、療育機関（自立支援医療機関）と保健所の判定機関としての法的な位置づけを現状に則したものに改正するよう検討していただきたい。 ・ 児童補装具の意見書を記載する医師は自立支援医療機関か保健所の医師が記載するとなっていたが、現状からはかけ離れすぎた状態であり、H27年3月の指針改正で15条指定医師も可となった。これに沿ったものに障害者総合支援法を改正し、指針に規定する補装具の支給方法を再構築していただきたい。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ もう1～2年ほど経ってから、アンケート調査した方がよかったのではないかと。

D. 考察

1) 借受け制度導入後の状況について

○借受け制度導入からまだ間がないためか、回答いただいた各更生相談所において借受け制度の利用実績は1件も無い。そのため、回答内容によっては実際の例ではなく今後発生し得るであろうというものも挙げられている。

○申請・受付フェーズ、支給決定フェーズ、納品・フォローフェーズの各フェーズにおいて共通して挙げられている課題は、対応事業者がいらないもしくは少ないということである。

- 申請・受付フェーズにおいては、福祉事務所担当者や自治体、療育機関等への周知が不足していることが挙げられている。その対応として、指針等の通知や説明会の実施等で引き続き周知を行うとしている。ただし、関係機関によっては指導権限がないため、その対応にも限界があることも挙げられている。
 - 支給決定フェーズにおいては、支給決定の判断事例がなく借受けを認める判断に苦慮していることが挙げられている。その対応として、情報収集やガイドブック等を参考にして対応マニュアルや内規作成に取り組んでいる。ただし、作成のおけるたたき台といった参考にするべきものがなく、作成するにも苦慮していることも挙げられている。
 - 納品・フォローフェーズにおいては、借受け中のメンテナンスや事故対応、故障時の補償が不明確であることが挙げられている。その対応として、業者に対して借り受け契約の際の十分な説明や契約書への明示を求めている程度である。実際には、制度での補完等、制度そのものへの言及が多く挙げられている。
 - 補装具の種目に対する適否として、「重度障害者用意思伝達装置（本体）」、「装具（完成用部品）」、「義肢（完成用部品）」は、「適している」もしくは「どちらかといえば適している」が過半数を占め、「歩行器」、「座位保持装置（完成用部品）」、「座位保持椅子」は、「適していない」もしくは「どちらかといえば適していない」が過半数を占めた。特に、「重度障害者用意思伝達装置（本体）」は、障害の進行により補装具の短期間の利用が想定されるケースに適すると考えられているためか、すべての更生相談所で「適している」もしくは「どちらかといえば適している」としている。
 - 借受け制度導入のメリットとしては、製品の支給に比べ安価に済む、短期間利用での費用抑制といった経済的側面及び、試用できることによる適切な補装具の使用につながるといった効果的側面が挙げられている。
 - 借受け制度導入のデメリットとしては、対応可能な業者がないもしくは体制が整っていないといった業者側のデメリット及び、借受けの支給事務が煩雑になる、業者や各機関の調整がかかるといった事務作業や調整作業でのデメリットが挙げられている。
- 2) 借受け制度導入の基準額の在り方について
- 借受け期間については、再判定を行うまでの期間については一定の期間以上が望ましいが、その期間については更生相談所によってまちまちであり、導入後必要に応じて見直すということも挙げられている。
 - 借受けの基準額等については、現行の基準額では低過ぎて種目によっては採算が合わないなど、普及のためには実態に合わせた基準額の見直しが必要ということが多く挙げられている。
 - サービス費用の必要性については、業者にとっては必要なものであるということが多く挙げられている。メンテナンスや故障対応のためにも必要であり、サービス費用を設定することで対応業者の増加も望めるのではないかとことも挙げられている。
 - 全体的に、基準額が低いことに比べてセッティングやメンテナンス、借受け用の製品の在庫確保（購入時は新品を支給することとなっている）等を借受け制度に対応可能な業者が少ない要因として多く挙げられている。
- 3) 他機関における借受け制度導入後の状況について
- 他機関における借受け制度導入後の状況については、借受けに対応する事業者がないといったことから、他都市の機関での借受け利用例は把握できていないと挙げられている。
 - 他機関における借受け制度導入後のメリットやデメリットについても、同様に把握できていないと挙げられている。
- 4) 児童への支給決定の状況について
- 児童への支給決定上の課題について、「支給決定を行う職員の専門知識に不安がある」、「意見書内容がわかりにくい、情報が不足している」、「利用者の状態像が把握しにくい」、「高額な機種 of 申請時の対応に課題がある」といったものが、半数を超える更生相談所から挙げられている。
 - 児童補装具については、高額な機種 of 支給がされているがあまり使用されていないケースや高額な製品の要望が多く特例装具になりやすいといったケースが挙げられており、どこまで児童補装具としての特殊性を勘案すべきか苦慮していることが挙げられている。
 - 各機関の役割として、療育機関は用途ごとに便利な補装具の意見書を書かれるが、それによって自治体

は福祉の限度を超えた支給をせざるを得ないケースや医学的に補装具が適合している判断はできるが行政的な判断には不向きであるケースが挙げられており、医療機関である療育機関が判定機関の役割を担うことの難しさが挙げられている。

○改善・検討要望として、医療機関は医学的側面の判定に限定し補装具の個数や特例補装具の要否判定を更生相談所が行うことが望ましいのではということが挙げられている。また、適正化のために医療機関と保健所の判定機関としての法的位置づけを、現状に則したものに検討していただきたいということも挙げられている。

E. 結論

補装具の借受け制度は、利用者の「成長や病気の進行に伴う短期交換・利用を想定しており」機器の効果的な利用を促進するとともに、とともに導入後に不具合時の費用未発生、複数の利用者に活用できる事で廃棄数の減少、利用者や福祉用具を給付する自治体にとって経済的にも環境に優しい制度として考えられている。

しかし、補装具製作事業者、メーカー、販売店にとっては、下記の課題に対する方策がまだ見いだせていないのが現状である。

- ・貸与品を確保・保有する場合、採算がとれず、供給ができない可能性がある。
- ・補装具は個別性が高く、仕入原価や稼働率等から、単純に貸与価格を算出することは困難
- ・貸与に係る業務負担から生じるコスト（人件費・移動費用等）について、想定しづらく貸与価格の算定が難しい。貸与として独立採算がとれる仕組みにすべきではないか。
- ・原価の回収期間については、概ね1年～2年以内とされた。特に移動用具やモーター等を有する用具については、陳腐化の進行が早く通常の耐用年数までもたない可能性がある。
- ・消毒や保管に要する費用などのコスト負担。
- ・借受の回収品の再利用基準
- ・その他

補装具費支給制度への借受け導入は、平成30年4月から導入され多制度であるため、その多くは、新品であると考えられるが、今後、借受品を回収したいいわゆる中古補装具の扱いについての検討が必要となってくるであろう。たとえば試用を目的とした場合は借受回収品を優先的に使う。借受回収品を使用する場合は

月額費用を減額する等

全体的に、まだ借受け制度導入後間もない状況であり利用例も乏しいことから、同様のアンケート調査を今後数年間継続的に行い、課題の把握とその対応案等を検討する必要がある。

図表 3-1 貸与のメリットとデメリット

	利用者	事業者
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・身体状態の変化に応じて交換可能 ・必要な期間のみの利用が可能 ・高機能・高価な商品でも利用可能 ・メンテナンス、修理、交換が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間の使用は利益が出る ・顧客とのコミュニケーションが増え、依頼が増える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特に身体状況が安定しない導入時には、頻繁な商品効果が発生する。販売での対応は困難である。 ・通常使用による発生した故障、部品交換費用がかからない、導入後に不具合時の費用未発生、複数の利用者に活用できる事で廃棄数の減少、環境に優しい。 	
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・長改期間に同一商品の利用だと結果的には費用がかさむ造やオーダーが行えない ・改造やオーダーが行えない 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の在庫が増える ・短期間の使用の場合には、採算が取れない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用が長期になり且つ、メンテナンスが不要となった場合には、費用負担増につながる。 ・とりわけ障害者の場合、取扱種目やサイズ、オプション管理は高齢者との比較では増える可能性が高いと思われる。 	

図表 3-2 新品レンタルと中古レンタルの利点・欠点

	メリット	デメリット
新品の レンタル	安心清潔であること。 中古に比べれば不具合が起こる可能性も格段に低い。	価格が中古より高い
中古品の レンタル	新品より安く利用できる。	人が使用した物には触れることができないという綺麗好きの方は利用が困難。 実際に使用するとすぐ壊れたり、何らかの不具合が発生するリスクは新品より高い

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

システムプロトタイプにおける DB 改修

研究分担者 筒井 澄栄 創価大学文学部
教授

研究分担者 山田 英樹 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
障害福祉研究部 障害福祉研究部長

「義手処方箋」「義足処方箋」「車いす処方箋」「電動車いす処方箋」「座位保持装置処方箋」の新規作成機能において、従来の各チェック項目を個別にチェックする方式に加え、補装具種目名称コードを選択するためのプルダウンリストを追加し、補装具種目名称コードを選択することで該当のチェック項目にチェックが付き、入力容易化と確実性を向上させることを目的とする。

処方箋の新規作成機能において、プルダウンリストを追加する。追加したプルダウンリストで選択された補装具種目名称コードに応じて、該当するチェックボックスにチェックを入れる機能を追加する。また、処方箋の新規作成の際に、既定値（デフォルト値）として選択される項目をユーザがカスタマイズできるようにするための機能を追加する。本機能により設定された項目はユーザごとにデータベースに保存され、対応する処方箋の新規作成機能の実行時に既定値（デフォルト値）として使用できるように改修を行った。

なお、補装具費種目名称別コードは 2018 年 3 月 29 日版の「補装具費種目名称別コード一覧表」をもとに全面的に見直しを行った。

A. 改修概要

1) 改修の目的

処方箋の新規作成機能において、従来の各チェック項目を個別にチェックする方式に加え、補装具種目名称コードを選択するためのプルダウンリスト（以下、単に「プルダウンリスト」と記す）を追加し、補装具種目名称コードを選択することで該当のチェック項目にチェックが付き、入力容易化と確実性を向上させることを目的とする。

- ・ 義手処方箋
- ・ 義足処方箋
- ・ 車いす処方箋
- ・ 電動車いす処方箋
- ・ 座位保持装置処方箋

2) 改修の概要

処方箋の新規作成機能において、プルダウンリスト

を追加する。追加したプルダウンリストで選択された補装具種目名称コードに応じて、該当するチェックボックスにチェックを入れる機能を追加する。

また、処方箋の新規作成の際に、既定値（デフォルト値）として選択される項目をユーザがカスタマイズできるようにするための機能を追加する。本機能により設定された項目はユーザごとにデータベースに保存され、対応する処方箋の新規作成機能の実行時に既定値（デフォルト値）として使用される。

B. 画面改修内容

1) 補装具種目名称コード選択の追加改修

義手処方箋、義足処方箋、車いす処方箋、電動車いす処方箋及び座位保持装置処方箋の新規作成画面で設定可能な項目のうち、【用途】（「常用」または「作業用」を選択できる）のセクションの直後の位置に、プルダウンリストを設置する。

図表 1-1 補装具種目名称コード選択用プルダウンリストの設置例
「義手処方箋の新規作成画面」の場合

The screenshot shows a web browser window with the URL localhost:8080/websys-web/pdepas/info_manager/regist/artificial_arm/entry. The page title is '義手処方箋' (Prosthetic Prescription). The form is divided into several sections:

- 患者情報 (Patient Information):** Includes fields for birth date, sex (male/female), and phone number.
- 医療的所見 (Medical History):** Includes fields for the site of amputation, medical history, and whether there is a medical history of amputation.
- 用途 (Usage):** Radio buttons for '常用' (General) and '作業用' (Work).
- 補装具種目名称コード (Prosthetic Item Name Code):** A dropdown menu currently showing '-select-'. A red arrow points to this dropdown.
- 構造 (Structure):** Radio buttons for '骨格構造' (Skeletal) and '殻構造' (Shell).
- 部位 (Site):** Radio buttons for '右' (Right) and '左' (Left).
- 名称 (Name):** Radio buttons for '肩甲胸郭間' (Shoulder/Thorax), '肩' (Shoulder), '上腕' (Upper Arm), '肘' (Elbow), '前腕' (Forearm), '手' (Hand), '手部' (Hand Part), and '手指' (Finger).
- 種別 (Type):** Radio buttons for '装飾用' (Decorative), '作業用' (Work), and '能動式' (Active).
- 形式 (Form):** Radio buttons for '差込式' (Insert), '頸上部支持式' (Neck/Upper Neck Support), '吸着式' (Suction), 'スプリット式' (Split), '全面接着式' (Full Adhesive), and 'オープンエンド' (Open End).

図表 1-2 プルダウンリストが選択された場合のチェックボックスの設定例
「義手処方箋の新規作成画面」において「010107 - 殻構造義肢 肩義手 作業用」を選択した場合

This screenshot shows the same form as Figure 1-1, but with the dropdown menu for '補装具種目名称コード' set to '010107 - 殻構造義肢 肩義手 作業用'. The following checkboxes are checked:

- 用途:** 作業用
- 構造:** 殻構造
- 部位:** 右
- 名称:** 肩
- 種別:** 作業用, その他

「義手処方箋の新規作成画面」における設置例を図表 1-1 に示す。図中で、設置されたプルダウンリストを赤矢印で示す。

赤矢印で示したプルダウンリストで「010107 - 殻構造義肢 肩義手 作業用」を選択したときのチェックボックスの設定例を図表 1-2 に赤矢印で示す。

なお、プルダウンリストで別の補装具種目名称コー

ドが選択された場合は、それまでに選択されていたチェックボックスは解除されて、変更後の補装具種目名称コードに対応するチェックボックスが設定される。

2) 補装具種目名称コード選択項目のデフォルト設定画面追加改修

図表 1-3 デフォルト設定用画面の表示例
義手処方箋の場合

図表 1-4 「既定値設定」の表示例

義手処方箋、義足処方箋、車いす処方箋、電動車いす処方箋及び座位保持装置処方箋のデフォルト設定（追加対象となる画面では「既定値の設定」と表示する）を、登録または更新する画面を追加する。義手処方箋のデフォルト設定画面の例を以下に示す。なお、この画面では B.1) で示したプルダウンリストは存在しない。（義手処方箋、義足処方箋、車いす処方箋、電動車いす処方箋及び座位保持装置処方箋ごとに、メニューが用意されている）

上記画面には、ログイン後に画面の左側に表示され

るメニューのうち、「既定値設定」のセクション（図表 1-4 の赤矢印）からデフォルト値の設定を行う処方箋の名称をクリックすると遷移できる。

C. DB 改修概要

今回の DB 改修においては、改修により追加される機能の特性上、既存のテーブルに対する変更を行うことなく機能を追加する方針とする。したがって、DB の既存のテーブルに対する改修は行わない。

1) 追加対象テーブル

2) テーブルの詳細

今回のDB改修において追加されるテーブルは以下の通りである。

前節において定義したテーブルの詳細を記述する

図表 2-1 追加テーブル一覧

No	エンティティ名	テーブル名
1	義手処方箋-ユーザ設定	artificial_arm_prescription_by_user
2	義足処方箋-ユーザ設定	artificial_leg_prescription_by_user
3	車いす処方箋-ユーザ設定	wheelchair_prescription_by_user
4	電動車いす処方箋-ユーザ設定	electric_wheelchair_prescription_by_user
5	座位保持装置処方箋-ユーザ設定	sitting_holding_device_prescription_by_user
6	種目名称別コード	prosthetic_device_code
7	処方箋	document_type
8	既定値設定 (処方箋用)	default_values_by_documents

(1) 義手処方箋-ユーザ設定

図表 2-2 義手処方箋-ユーザ設定_追加テーブル一覧

No	属性名	数値/桁数	テーブル情報							備考
			列名	データ型	デフォルト値	主キー	外部キー	必須	初期値	
1	義手処方箋_ユーザ設定ID	1	id	INTEGER		Y		Y		データベース内で割り当てられるID。オートインクリメント
2	ユーザID	1	user_id	INTEGER			Y	N		このレコードの種を処方箋の作成時に既定値として使用するユーザのIDを指定。外部キー (user_id)
3	新規再交付_種別	1	new_or_reissue	CHAR	1			N		
4	対象者_氏名_漢字	20	name_kanji	VARCHAR	20			N		
5	対象者_氏名_フリガナ	20	name_hiragana	VARCHAR	20			N		
6	対象者_性別	1	sex	CHAR	1			N		
7	対象者_生年月日	1	birthday	DATE				N		
8	対象者_年齢	1	age	INTEGER				N		
9	対象者_住所	80	address	VARCHAR	80			N		
10	対象者_電話番号	13	phone	VARCHAR	13			N		
11	対象者_職業	20	occupation	VARCHAR	20			N		
12	切断部位_右	1	deavagesite_right	CHAR	1			N		
13	切断部位_左	1	deavagesite_left	CHAR	1			N		
14	切断部位_説明	80	deavagesite_description	VARCHAR	80			N		
15	切断部位_新編長	1	deavagesite_length	INTEGER				N		
16	医学的意見_説明	240	medicalopinion_description	VARCHAR	240			N		
17	医学的意見_異常有無	1	medicalopinion_abnormally	CHAR	1			N		
18	用途_常用	1	use_of_regular	CHAR	1			N		
19	用途_作業用	1	use_of_work	CHAR	1			N		
20	構造_骨格構造	1	structure_of_skeleton	CHAR	1			N		
21	構造_肢構造	1	structure_of_shell	CHAR	1			N		
22	A_部位_右	1	a_site_right	CHAR	1			N		
23	A_部位_左	1	a_site_left	CHAR	1			N		
24	A_名称_肩甲骨関節	1	a_name_scapular_thoracic	CHAR	1			N		
25	A_名称_肩	1	a_name_shoulder	CHAR	1			N		
26	A_名称_上腕	1	a_name_upper_arm	CHAR	1			N		
27	A_名称_肘	1	a_name_elbow	CHAR	1			N		
28	A_名称_前腕	1	a_name_forearm	CHAR	1			N		
29	A_名称_手	1	a_name_hand	CHAR	1			N		
30	A_名称_手部	1	a_name_handpart	CHAR	1			N		

図表 2-2 義手処方箋—ユーザ設定_追加テーブル一覧 (つづき)

31-	A_名称_手指	1-	a_name_finger	CHAR	1-				N		
32-	A_種別_裝飾用	1-	a_class_decorabon	CHAR	1-				N		
33-	A_種別_作業用	1-	a_class_work	CHAR	1-				N		
34-	A_種別_駆動式	1-	a_class_active	CHAR	1-				N		
35-	A_種別_その他	1-	a_class_other	CHAR	1-				N		
36-	A_種別_その他_内容	20-	a_class_other_content	VARCHAR	20-				N		
37-	A_形式_差込式	1-	a_style_insertion	CHAR	1-				N		
38-	A_形式_肘上部支持式	1-	a_style_support	CHAR	1-				N		
39-	A_形式_吸着式	1-	a_style_adsorption	CHAR	1-				N		
40-	A_形式_スプリット式	1-	a_style_split	CHAR	1-				N		
41-	A_形式_全座着式	1-	a_style_adheton	CHAR	1-				N		
42-	A_形式_オープンエンド	1-	a_style_openend	CHAR	1-				N		
43-	A_形式_その他	1-	a_style_other	CHAR	1-				N		
44-	A_形式_その他_内容	20-	a_style_other_content	VARCHAR	20-				N		
45-	A_加算項目_肩甲骨間開閉 装置	1-	a_additem_scapular_thoracic	CHAR	1-				N		
46-	A_加算項目_チェックソ ケット	1-	a_additem_checkscket	CHAR	1-				N		
47-	A_加算項目_その他	1-	a_additem_other	CHAR	1-				N		
48-	A_加算項目_その他_内容	20-	a_additem_other_content	VARCHAR	20-				N		
49-	B_ソケット_熱硬化性樹脂	1-	b_socket_thermosetting_resin	CHAR	1-				N		
50-	B_ソケット_熱可塑性樹脂	1-	b_socket_thermoplastic_resin	CHAR	1-				N		
51-	B_ソケット_アルミニウム	1-	b_socket_aluminum	CHAR	1-				N		
52-	B_ソケット_セルロイド	1-	b_socket_celluloid	CHAR	1-				N		
53-	B_ソケット_金属	1-	b_socket_metal	CHAR	1-				N		
54-	B_ソケット_皮革	1-	b_socket_leather	CHAR	1-				N		
55-	B_ソケット_その他	1-	b_socket_other	CHAR	1-				N		
56-	B_ソケット_その他_内容	20-	b_socket_other_content	VARCHAR	20-				N		
57-	B_ソフトインサート_軟性 発泡樹脂	1-	b_softinsert_softfoam_resin	CHAR	1-				N		
58-	B_ソフトインサート_皮革 軟性発泡樹脂	1-	b_softinsert_leathersoftfoam_resin	CHAR	1-				N		
59-	B_ソフトインサート_皮革	1-	b_softinsert_leather	CHAR	1-				N		
60-	B_ソフトインサート_なし	1-	b_softinsert_none	CHAR	1-				N		
61-	B_ハーネス_胸卸用ベルト ハーネス	1-	b_harness_belt	CHAR	1-				N		
62-	B_ハーネス_肩たすき	1-	b_harness_sash	CHAR	1-				N		
63-	B_ハーネス_8字ハーネス	1-	b_harness_8c	CHAR	1-				N		
64-	B_ハーネス_9字ハーネス	1-	b_harness_9c	CHAR	1-				N		
65-	B_ハーネス_たわみ継手	1-	b_harness_joint	CHAR	1-				N		
66-	B_ハーネス_前方支持バン ド	1-	b_harness_band	CHAR	1-				N		
67-	B_ハーネス_上腕カフ(三 鎖筋パット)	1-	b_harness_cough	CHAR	1-				N		
68-	B_ハーネス_その他	1-	b_harness_other	CHAR	1-				N		
69-	B_ハーネス_その他_内容	20-	b_harness_other_cont	VARCHAR	20-				N		
70-	C_肩継手_隔膜式	1-	c_shoulderjoint_diaphragm	CHAR	1-				N		
71-	C_肩継手_屈曲・外転式	1-	c_shoulderjoint_flexion	CHAR	1-				N		
72-	C_肩継手_ユニバーサル式	1-	c_shoulderjoint_universal	CHAR	1-				N		
73-	C_肩継手_固定(モノリス 型)	1-	c_shoulderjoint_fixing	CHAR	1-				N		
74-	C_肩継手_遊動式	1-	c_shoulderjoint_floating	CHAR	1-				N		
75-	C_肩継手_外転式	1-	c_shoulderjoint_abduction	CHAR	1-				N		
76-	C_肩継手_その他	1-	c_shoulderjoint_other	CHAR	1-				N		
77-	C_肩継手_その他_内容	20-	c_shoulderjoint_other_content	VARCHAR	20-				N		
78-	C_肩継手_部品名	20-	c_shoulderjoint_partname	VARCHAR	20-				N		
79-	C_肘継手_単軸にソリ式 (遊動式)	1-	c_elbowpoint_singleninge_floating	CHAR	1-				N		
80-	C_肘継手_単軸にソリ式 (手動式)	1-	c_elbowpoint_singleninge_manual	CHAR	1-				N		

図表 2-2 義手処方箋—ユーザ設定_追加テーブル一覧 (つづき)

81	C_肘継手_単軸ヒンジ式 (駆動式) *	1	c_elbowjoint_singlehinge_active	CHAR	1			N		
82	C_肘継手_多軸ヒンジ式	1	c_elbowjoint_multihinge	CHAR	1			N		
83	C_肘継手_倍動ヒンジ式 (リング式) *	1	c_elbowjoint_twicehinge_ring	CHAR	1			N		
84	C_肘継手_倍動ヒンジ式 (歯車式) *	1	c_elbowjoint_twicehinge_gear	CHAR	1			N		
85	C_肘継手_硬性たわみ式	1	c_elbowjoint_rigid_deflection	CHAR	1			N		
86	C_肘継手_駆動単軸ブロック式	1	c_elbowjoint_activesingle_block	CHAR	1			N		
87	C_肘継手_手動単軸ブロック式	1	c_elbowjoint_manualseingle_block	CHAR	1			N		
88	C_肘継手_作業用幹部式	1	c_elbowjoint_work_shafstate	CHAR	1			N		
89	C_肘継手_単軸式(軸固定式) *	1	c_elbowjoint_single_fix	CHAR	1			N		
90	C_肘継手_単軸式(軸摩擦式) *	1	c_elbowjoint_single_friction	CHAR	1			N		
91	C_肘継手_その他 *	1	c_elbowjoint_other	CHAR	1			N		
92	C_肘継手_その他_内容 *	20	c_elbowjoint_other_content	VARCHAR	20			N		
93	C_肘継手_部品名 *	20	c_elbowjoint_partname	VARCHAR	20			N		
94	C_手継手_面摩擦式 *	1	c_handjoint_surface_friction	CHAR	1			N		
95	C_手継手_軸摩擦式 *	1	c_handjoint_shaft_friction	CHAR	1			N		
96	C_手継手_迅速交換式 *	1	c_handjoint_exchange	CHAR	1			N		
97	C_手継手_屈曲式 *	1	c_handjoint_flexion	CHAR	1			N		
98	C_手継手_作業用幹部式	1	c_handjoint_work_shafstate	CHAR	1			N		
99	C_手継手_手首コネクタ *	1	c_handjoint_connector	CHAR	1			N		
100	C_手継手_固定式 *	1	c_handjoint_fixing	CHAR	1			N		
101	C_手継手_固定回転式 *	1	c_handjoint_fixing_rotation	CHAR	1			N		
102	C_手継手_回転式 *	1	c_handjoint_rotation	CHAR	1			N		
103	C_手継手_電動式 *	1	c_handjoint_motorized	CHAR	1			N		
104	C_手継手_その他 *	1	c_handjoint_other	CHAR	1			N		
105	C_手継手_その他_内容 *	20	c_handjoint_other_content	VARCHAR	20			N		
106	C_手継手_部品名 *	20	c_handjoint_partname	VARCHAR	20			N		
107	C_手先具_装飾ハンド *	1	c_handtool_decorative_hand	CHAR	1			N		
108	C_手先具_装飾手袋(インナーハンドあり) *	1	c_handtool_decorative_glove_y	CHAR	1			N		
109	C_手先具_装飾手袋(インナーハンドなし) *	1	c_handtool_decorative_glove_n	CHAR	1			N		
110	C_手先具_作業用 *	1	c_handtool_work	CHAR	1			N		
111	C_手先具_駆動フック *	1	c_handtool_active_hook	CHAR	1			N		
112	C_手先具_駆動ハンド *	1	c_handtool_active_hand	CHAR	1			N		
113	C_手先具_電動 *	1	c_handtool_motorized	CHAR	1			N		
114	C_手先具_その他 *	1	c_handtool_other	CHAR	1			N		
115	C_手先具_その他_内容 *	20	c_handtool_other_content	VARCHAR	20			N		
116	C_手先具_部品名 *	20	c_handtool_partname	VARCHAR	20			N		
117	C_その他_ケーブルセット *	1	c_other_cableset	CHAR	1			N		
118	C_その他_ハーネス部品 *	1	c_other_harnesspart	CHAR	1			N		
119	C_その他_ライナーロックアダプター *	1	c_other_liner_lock_adapter	CHAR	1			N		
120	C_その他_ライナー *	1	c_other_liner	CHAR	1			N		
121	C_その他_新端袋(上胸用) *	1	c_other_stumpbag_upperarm	CHAR	1			N		
122	C_その他_新端袋(前胸用) *	1	c_other_stumpbag_forearm	CHAR	1			N		
123	C_その他_その他 *	1	c_other_other	CHAR	1			N		
124	C_その他_その他_内容 *	20	c_other_other_content	VARCHAR	20			N		
125	特記事項_内容 *	240	special_instruction	VARCHAR	240			N		
126	自由記述 *	2000	free_description	VARCHAR	2000			N		
127	業者名 *	20	supplier_name	VARCHAR	20			N		
128	担当者名 *	20	contact_person_name	VARCHAR	20			N		
129	処方医師名 *	20	prescribing_physician_name	VARCHAR	20			N		
130	処方年月日 *		prescription_date	DATETIME				N		

図表 2-2 義手処方箋-ユーザ設定_追加テーブル一覧 (つづき)

131-	採型・採寸年月日	+	adopted_type_date	DATETIME	+	+	+	N	+	+
132-	假合せ年月日	+	provisional_suit_date	DATETIME	+	+	+	N	+	+
133-	適合判定年月日	+	suitable_judgement_date	DATETIME	+	+	+	N	+	+
134-	登録年月日	+	registration_date	DATETIME	+	+	+	N	+	+
135-	最終更新年月日	+	last_updated_date	DATETIME	+	+	+	N	+	+

(2) 義足処方箋-ユーザ設定

図表 2-3 義足処方箋-ユーザ設定_追加テーブル一覧

No	属性名	最大桁数	テーブル情報							備考
			列名	データ型	デク ク 長	主 キ ー	外部 キー	必 須	指 標 種	
1-	義足処方箋_ユーザ設定ID	+	id	INTEGER	+	+	+	+	+	データベース内部で割り当てられるID。オートインクリメント
2-	ユーザID	+	user_id	INTEGER	+	+	+	+	N	このレコードの値を処方箋の作成時に既定値として使用するユーザのIDを指定。 外部キー (user_id)
3-	新規再交付_種別	1-	new_or_reissue	CHAR	1-	+	+	+	N	
4-	対象者_氏名_漢字	20-	name_kanji	VARCHAR	20-	+	+	+	N	
5-	対象者_氏名_フリガナ	20-	name_hurigana	VARCHAR	20-	+	+	+	N	
6-	対象者_性別	1-	sex	CHAR	1-	+	+	+	N	
7-	対象者_生年月日	+	birthday	DATETIME	+	+	+	+	N	
8-	対象者_年齢	+	old	INTEGER	+	+	+	+	N	
9-	対象者_住所	80-	address	VARCHAR	80-	+	+	+	N	
10-	対象者_電話番号	13-	phone	VARCHAR	13-	+	+	+	N	
11-	対象者_職業	20-	occupation	VARCHAR	20-	+	+	+	N	
12-	切断部位_右	1-	deavagesite_right	CHAR	1-	+	+	+	N	
13-	切断部位_左	1-	deavagesite_left	CHAR	1-	+	+	+	N	
14-	切断部位_説明	80-	deavagesite_description	VARCHAR	80-	+	+	+	N	
15-	切断部位_新延長	+	deavagesite_length	INTEGER	+	+	+	+	N	
16-	医学的所見_説明	240-	medicalopinion_description	VARCHAR	240-	+	+	+	N	
17-	医学的所見_異常有無	1-	medicalopinion_abnormality	CHAR	1-	+	+	+	N	
18-	用途_常用	1-	use_of_regular	CHAR	1-	+	+	+	N	
19-	用途_作業用	1-	use_of_work	CHAR	1-	+	+	+	N	
20-	構造_骨格構造	1-	structure_of_skeleton	CHAR	1-	+	+	+	N	
21-	構造_殻構造	1-	structure_of_shell	CHAR	1-	+	+	+	N	
22-	A_部位_右	1-	a_site_right	CHAR	1-	+	+	+	N	
23-	A_部位_左	1-	a_site_left	CHAR	1-	+	+	+	N	
24-	A_名称_股	1-	a_name_crotch	CHAR	1-	+	+	+	N	
25-	A_名称_大腿	1-	a_name_thigh	CHAR	1-	+	+	+	N	
26-	A_名称_膝	1-	a_name_knee	CHAR	1-	+	+	+	N	
27-	A_名称_下腿	1-	a_name_ons	CHAR	1-	+	+	+	N	
28-	A_名称_踵(サイム)	1-	a_name_syne	CHAR	1-	+	+	+	N	
29-	A_名称_足根甲足	1-	a_name_tarsus	CHAR	1-	+	+	+	N	
30-	A_名称_足指	1-	a_name_toe	CHAR	1-	+	+	+	N	
31-	A_形式(股)浅皿式	1-	a_style_crotch_saucer	CHAR	1-	+	+	+	N	
32-	A_形式(股)カナディアン式	1-	a_style_crotch_canadian	CHAR	1-	+	+	+	N	
33-	A_形式(大腿)差込式	1-	a_style_thigh_insertion	CHAR	1-	+	+	+	N	
34-	A_形式(大腿)吸着式	1-	a_style_thigh_adsorption	CHAR	1-	+	+	+	N	
35-	A_形式(大腿)ライナー式	1-	a_style_thigh_liner	CHAR	1-	+	+	+	N	
36-	A_形式(膝)差込式	1-	a_style_knee_insertion	CHAR	1-	+	+	+	N	
37-	A_形式(膝)吸着式	1-	a_style_knee_adsorption	CHAR	1-	+	+	+	N	
38-	A_形式(膝)ライナー式	1-	a_style_knee_liner	CHAR	1-	+	+	+	N	

図表 2-3 義足処方箋—ユーザ設定_追加テーブル一覧 (つづき)

《 中 略 》

118	C_膝継手_部品名	20	c_kneejoint_partname	VARCHAR	20	√	√	N	√	√
119	C_足継手_固定式 (SACH式)	1	c_footjoint_fixing_sach	CHAR	1	√	√	N	√	√
120	C_足継手_遊動式 (単軸足式)	1	c_footjoint_floating_single	CHAR	1	√	√	N	√	√
121	C_足継手_遊動式 (多軸足式)	1	c_footjoint_floating_multi	CHAR	1	√	√	N	√	√
122	C_足継手_その他	1	c_footjoint_other	CHAR	1	√	√	N	√	√
123	C_足継手_その他_内容	20	c_footjoint_other_content	VARCHAR	20	√	√	N	√	√
124	C_足継手_部品名	20	c_footjoint_partname	VARCHAR	20	√	√	N	√	√
125	C_足部_固定足部	1	c_footregion_fixing	CHAR	1	√	√	N	√	√
126	C_足部_単軸足部	1	c_footregion_single	CHAR	1	√	√	N	√	√
127	C_足部_多軸足部	1	c_footregion_multi	CHAR	1	√	√	N	√	√
128	C_足部_SACH足部	1	c_footregion_sach	CHAR	1	√	√	N	√	√
129	C_足部_フリング足部	1	c_footregion_dominga	CHAR	1	√	√	N	√	√
130	C_足部_装飾足部	1	c_footregion_deco	CHAR	1	√	√	N	√	√
131	C_足部_ワイム用足部	1	c_footregion_syne	CHAR	1	√	√	N	√	√
132	C_足部_その他	1	c_footregion_other	CHAR	1	√	√	N	√	√
133	C_足部_その他_内容	20	c_footregion_other_content	VARCHAR	20	√	√	N	√	√
134	C_足部_部品名	20	c_footregion_partname	VARCHAR	20	√	√	N	√	√
135	C_調整部品_ターンテーブル	1	c_adjustment_turntable	CHAR	1	√	√	N	√	√
136	C_調整部品_ターンテーブル部品名	20	c_adjustment_turntable_partname	VARCHAR	20	√	√	N	√	√
137	C_調整部品_トルクアブソーバ	1	c_adjustment_torqueabsorber	CHAR	1	√	√	N	√	√
138	C_調整部品_ショックアブソーバ	1	c_adjustment_shockabsorber	CHAR	1	√	√	N	√	√
139	C_調整部品_アブソーバ(部品名)	20	c_adjustment_absorber_partname	VARCHAR	20	√	√	N	√	√
140	C_調整部品_伸張補助装置 (伸張補助バンド)	1	c_adjustment_extension_band	CHAR	1	√	√	N	√	√
141	C_調整部品_伸張補助装置 (伸張ベルト)	1	c_adjustment_extension_belt	CHAR	1	√	√	N	√	√
142	C_調整部品_伸張補助装置部品名	20	c_adjustment_extension_partname	VARCHAR	20	√	√	N	√	√
143	C_その他_バンパー	1	c_other_bumper	CHAR	1	√	√	N	√	√
144	C_その他_吸着バルブ	1	c_other_adsorption_valve	CHAR	1	√	√	N	√	√
145	C_その他_懸垂ベルト (大腿用)	1	c_other_suspension_belt_thigh	CHAR	1	√	√	N	√	√
146	C_その他_懸垂ベルト (下腿用)	1	c_other_suspension_belt_crus	CHAR	1	√	√	N	√	√
147	C_その他_KBMウェッジ	1	c_other_kbmwedge	CHAR	1	√	√	N	√	√
148	C_その他_ライナーロックアダプター	1	c_other_liner_lockadapter	CHAR	1	√	√	N	√	√
149	C_その他_ライナー (ピンアタッチメントあり)	1	c_other_liner_pinattachment	CHAR	1	√	√	N	√	√
150	C_その他_ライナー (ピンアタッチメントなし)	1	c_other_liner_pinattachment_none	CHAR	1	√	√	N	√	√
151	C_その他_SACH用アンクルブロック	1	c_other_sach_ankle_block	CHAR	1	√	√	N	√	√
152	C_その他_リアルソックス	1	c_other_realsocks	CHAR	1	√	√	N	√	√
153	C_その他_断端袋 (大腿用)	1	c_other_stump_bag_thigh	CHAR	1	√	√	N	√	√
154	C_その他_断端袋 (下腿用)	1	c_other_stump_bag_crus	CHAR	1	√	√	N	√	√
155	C_その他_その他	1	c_other_other	CHAR	1	√	√	N	√	√
156	C_その他_その他_内容	20	c_other_other_content	VARCHAR	20	√	√	N	√	√
157	特記事項_内容	240	special_instruction	VARCHAR	240	√	√	N	√	√
158	自由記述	2000	free_description	VARCHAR	2000	√	√	N	√	√
159	業者名	20	supplier_name	VARCHAR	20	√	√	N	√	√
160	担当者名	20	contact_person_name	VARCHAR	20	√	√	N	√	√
161	処方医師名	20	prescribing_physician_name	VARCHAR	20	√	√	N	√	√
162	処方年月日	√	prescription_date	DATETIME	√	√	√	N	√	√
163	採型・採寸年月日	√	adopted_type_date	DATETIME	√	√	√	N	√	√
164	密合せ年月日	√	provisional_suit_date	DATETIME	√	√	√	N	√	√
165	適合判定年月日	√	suitable_judgement_date	DATETIME	√	√	√	N	√	√
166	登録年月日	√	registration_date	DATETIME	√	√	√	N	√	√
167	最終更新年月日	√	last_updated_date	DATETIME	√	√	√	N	√	√

(3) 車いす処方箋-ユーザ設定

図表 2-4 車いす処方箋-ユーザ設定_追加テーブル一覧

No.	属性名	最大 桁数	テーブル情報						備考	
			列名	データ 型	デ ク 長	主 キ ー	外 部 キ ー	必 須		初期 値
1	車椅子処方箋_ユーザ設定ID	✓	id	INTEGER	✓	Y	Y	Y	✓	データベース内部で割り当てられるID。オートインクリメント
2	ユーザID	✓	user_id	INTEGER	✓	✓	✓	N	✓	このレコードの値を処方箋の作成時に既定値として使用するユーザのIDを指定。 外部キー (user_id) ✓
3	新規再交付_種別	1	new_or_reissue	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
4	対象者_氏名_漢字	20	name_kanji	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
5	対象者_氏名_フリガナ	20	name_hiragana	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
6	対象者_性別	1	sex	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
7	対象者_生年月日	✓	birthday	DATE	✓	✓	✓	N	✓	
8	対象者_年齢	✓	age	INTEGER	✓	✓	✓	N	✓	
9	対象者_住所	80	address	VARCHAR	80	✓	✓	N	✓	
10	対象者_電話番号	13	phone	VARCHAR	13	✓	✓	N	✓	
11	対象者_職業	20	occupation	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
12	対象者_疾患名	80	disease_name	VARCHAR	80	✓	✓	N	✓	
13	対象者_障害名	80	disability_name	VARCHAR	80	✓	✓	N	✓	
14	対象者_障害レベル	✓	disability_level	INTEGER	✓	✓	✓	N	✓	
15	対象者_障害発生日	✓	disability_date	DATE	✓	✓	✓	N	✓	
16	対象者_身長	✓	height	INTEGER	✓	✓	✓	N	✓	
17	対象者_体重	✓	weight	INTEGER	✓	✓	✓	N	✓	
18	身体状況_立位_全介助	1	physicalstatus_standing_all	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
19	身体状況_立位_要介助	1	physicalstatus_standing_main	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
20	身体状況_立位_可	1	physicalstatus_standing	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
21	身体状況_座位_不可	1	physicalstatus_sitting_not	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
22	身体状況_座位_不安定	1	physicalstatus_sitting_instability	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
23	身体状況_座位_可	1	physicalstatus_sitting	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
24	身体状況_歩行_不可	1	physicalstatus_walking_not	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
25	身体状況_歩行_室内_要介助	1	physicalstatus_walking_interior_main	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
26	身体状況_歩行_室内_可	1	physicalstatus_walking_interior	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
27	身体状況_歩行_屋外_要介助	1	physicalstatus_walking_outdoors_main	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
28	身体状況_歩行_屋外_可	1	physicalstatus_walking_outdoors	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
29	身体状況_移動_全介助	1	physicalstatus_moving_all	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
30	身体状況_移動_半介助	1	physicalstatus_moving_half	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
31	身体状況_移動_自立	1	physicalstatus_moving_self	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
32	身体状況_褥瘡_無	1	physicalstatus_decubitus_none	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
33	身体状況_褥瘡_有	1	physicalstatus_decubitus	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
34	身体状況_褥瘡_有_背部	1	physicalstatus_decubitus_back	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
35	身体状況_褥瘡_有_臀部	1	physicalstatus_decubitus_buttocks	CHAR	1	✓	✓	N	✓	

<< 中 断 >>

No.	属性名	最大 桁数	列名	データ 型	デ ク 長	主 キ ー	外 部 キ ー	必 須	初期 値	備考
318	指定寸法_キャンパー_数値	✓	specifiedsize_camper_value	INTEGER	✓	✓	✓	N	✓	
319	特記事項_内容	240	special_instruction	VARCHAR	240	✓	✓	N	✓	
320	自由記述	2000	free_description	VARCHAR	2000	✓	✓	N	✓	
321	使用効果	240	use_effect	VARCHAR	240	✓	✓	N	✓	
322	処方医師名	20	prescribing_physician_name	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
323	処方年月日	✓	prescription_date	DATE	✓	✓	✓	N	✓	
324	ケースワーカー	20	caseworker_name	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
325	製作者名	20	supplier_name	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
326	保型 - 採寸年月日	✓	adopted_type_date	DATE	✓	✓	✓	N	✓	
327	セラピスト	20	therapist_name	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
328	義肢義士	20	prosthetist_and_orthotist_name	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
329	適合せ年月日	✓	provisional_suit_date	DATE	✓	✓	✓	N	✓	
330	判定医師名	20	judgement_physician_name	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
331	適合判定年月日	✓	suitable_judgment_date	DATE	✓	✓	✓	N	✓	
332	登録年月日	✓	registration_date	DATE	✓	✓	✓	N	✓	
333	最終更新年月日	✓	last_updated_date	DATE	✓	✓	✓	N	✓	

(4) 電動車いす処方箋

図表 2-5 電動車いす処方箋—ユーザ設定_追加テーブル一覧

No.	属性名	最大 桁数	テーブル情報							備考
			列名	データ 型	デー タ 長	主 キ ー	外 部 キ ー	必 須	初期 値	
1	電動車椅子処方箋_ユーザ設定 ID	1	id	INTEGER	1	Y	Y	Y	1	データベース内部で割り当てられるID。オートインクリメント
2	ユーザID	1	user_id	INTEGER	1	Y	N	1	このレコードの値を処方箋の作成時に既定値として使用するユーザのIDを指定。外部キー (user_id)	
3	新規再交付_種別	1	new_or_reissue	CHAR	1	1	1	N	1	
4	対象者_氏名_漢字	20	name_kanji	VARCHAR	20	1	1	N	1	
5	対象者_氏名_フリガナ	20	name_hiragana	VARCHAR	20	1	1	N	1	
6	対象者_性別	1	sex	CHAR	1	1	1	N	1	
7	対象者_生年月日	1	birthday	DATE	1	1	1	N	1	
8	対象者_年齢	1	age	INTEGER	1	1	1	N	1	
9	対象者_住所	80	address	VARCHAR	80	1	1	N	1	
10	対象者_電話番号	13	phone	VARCHAR	13	1	1	N	1	
11	対象者_職業	20	occupation	VARCHAR	20	1	1	N	1	
12	対象者_疾患名	80	disease_name	VARCHAR	80	1	1	N	1	
13	対象者_障害名	80	disability_name	VARCHAR	80	1	1	N	1	
14	対象者_障害レベル	1	disability_level	INTEGER	1	1	1	N	1	
15	対象者_障害発生日	1	disability_date	DATE	1	1	1	N	1	
16	対象者_身長	1	height	INTEGER	1	1	1	N	1	
17	対象者_体重	1	weight	INTEGER	1	1	1	N	1	
18	身体状況_立位_全介助	1	physicalstatus_standing_all	CHAR	1	1	1	N	1	
19	身体状況_立位_要介助	1	physicalstatus_standing_main	CHAR	1	1	1	N	1	
20	身体状況_立位_可	1	physicalstatus_standing	CHAR	1	1	1	N	1	
21	身体状況_座位_不可	1	physicalstatus_sitting_not	CHAR	1	1	1	N	1	
22	身体状況_座位_不安定	1	physicalstatus_sitting_instability	CHAR	1	1	1	N	1	
23	身体状況_座位_可	1	physicalstatus_sitting	CHAR	1	1	1	N	1	
24	身体状況_歩行_不可	1	physicalstatus_walking_not	CHAR	1	1	1	N	1	
25	身体状況_歩行_室内_要介助	1	physicalstatus_walking_interior_main	CHAR	1	1	1	N	1	
26	身体状況_歩行_室内_可	1	physicalstatus_walking_interior	CHAR	1	1	1	N	1	
27	身体状況_歩行_屋外_要介助	1	physicalstatus_walking_outdoors_main	CHAR	1	1	1	N	1	
28	身体状況_歩行_屋外_可	1	physicalstatus_walking_outdoors	CHAR	1	1	1	N	1	
29	身体状況_移動_全介助	1	physicalstatus_moving_all	CHAR	1	1	1	N	1	
30	身体状況_移動_半介助	1	physicalstatus_moving_half	CHAR	1	1	1	N	1	
31	身体状況_移動_自立	1	physicalstatus_moving_self	CHAR	1	1	1	N	1	

<<中 略>>

377	指定寸法_座幅_数値	1	specifiedsize_seatwidth_value	INTEGER	1	1	1	N	1	
378	指定寸法_ハンドリム取付間隔_数値	1	specifiedsize_handrim_interval_value	INTEGER	1	1	1	N	1	
379	指定寸法_キャンバー_数値	1	specifiedsize_camper_value	INTEGER	1	1	1	N	1	
380	特記事項_内容	240	special_instruction	VARCHAR	240	1	1	N	1	
381	自由記述	2000	free_description	VARCHAR	2000	1	1	N	1	
382	使用効果	240	use_effect	VARCHAR	240	1	1	N	1	
383	処方医師名	20	prescribing_physician_name	VARCHAR	20	1	1	N	1	
384	処方年月日	1	prescription_date	DATE	1	1	1	N	1	
385	ケースワーカー	20	caseworker_name	VARCHAR	20	1	1	N	1	
386	制作者	20	supplier_name	VARCHAR	20	1	1	N	1	
387	採型_採寸年月日	1	adopted_type_date	DATE	1	1	1	N	1	
388	セラピスト	20	therapist_name	VARCHAR	20	1	1	N	1	
389	義肢装具士	20	prosthetist_and_orthotist_name	VARCHAR	20	1	1	N	1	
390	適合せ年月日	1	provisional_suit_date	DATE	1	1	1	N	1	
391	判定医師名	20	judgement_physician_name	VARCHAR	20	1	1	N	1	
392	適合判定年月日	1	suitable_judgement_date	DATE	1	1	1	N	1	

(5) 座位保持装置処方箋

図表 2-6 座位保持装置処方箋—ユーザ設定_追加テーブル一覧

No.	属性名	最大 桁数	テーブル情報							備考
			列名	データ 型	データ 長	主 キー	外 部 キー	必 須	拒 絶 値	
1	座位保持装置処方箋_ユーザ設定 ID	✓	id	INTEGER	✓	Y	✓	Y	✓	データベース 内部で割り振 られるID。 オートインク リメント
2	ユーザID	✓	user_id	INTEGER	✓	✓	Y	N	✓	このレコード の値を処方箋 の作成時に既 定値として使 用するユーザ のIDを指定。 外部キー (user_id)
3	新規再交付_種別	1	new_or_reissue	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
4	対象者_氏名_漢字	20	name_kanji	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
5	対象者_氏名_フリガナ	20	name_hiragana	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
6	対象者_性別	1	sex	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
7	対象者_生年月日	✓	birthday	DATETIME	✓	✓	✓	N	✓	
8	対象者_年齢	✓	old	INTEGER	✓	✓	✓	N	✓	
9	対象者_住所	80	address	VARCHAR	80	✓	✓	N	✓	
10	対象者_電話番号	13	phone	VARCHAR	13	✓	✓	N	✓	
11	対象者_職業	20	occupation	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
12	対象者_疾患名	80	disease_name	VARCHAR	80	✓	✓	N	✓	
13	対象者_障害名	80	disability_name	VARCHAR	80	✓	✓	N	✓	
14	対象者_身長	✓	height	INTEGER	✓	✓	✓	N	✓	
15	対象者_体重	✓	weight	INTEGER	✓	✓	✓	N	✓	
16	医学的所見_説明	240	medicalopinion_description	VARCHAR	240	✓	✓	N	✓	
17	医学的所見_異常有無	1	medicalopinion_abnormality	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
18	用途_常用	1	use_of_regular	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
19	用途_作業用	1	use_of_work	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
20	使用場所_屋内	1	portofuse_interior	CHAR	1	✓	✓	N	✓	

<< 中 略 >>

222	C_構造フレーム_小車輪	1	c_structureframe_smallwheel	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
223	C_構造フレーム_小車輪_部品名	20	c_structureframe_smallwheel_partname	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
224	C_構造フレーム_その他	1	c_structureframe_other	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
225	C_構造フレーム_その他_部品名	20	c_structureframe_other_partname	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
226	C_継手_頸部継手	1	c_joint_neckjoint	CHAR	1	✓	✓	N	✓	
227	C_継手_頸部継手_部品名	20	c_joint_neckjoint_partname	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
228	特記事項_内容	240	special_instruction	VARCHAR	240	✓	✓	N	✓	
229	自由記述	2000	free_description	VARCHAR	2000	✓	✓	N	✓	
230	使用効果	240	use_effect	VARCHAR	240	✓	✓	N	✓	
231	処方医師名	20	prescribing_physician_name	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
232	処方年月日	✓	prescription_date	DATETIME	✓	✓	✓	N	✓	
233	ケースワーカー	20	caseworker_name	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
234	制作者	20	supplier_name	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
235	採型・採寸年月日	✓	adopted_type_date	DATETIME	✓	✓	✓	N	✓	
236	セラピスト	20	therapist_name	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
237	義肢装具士	20	prosthetist_and_orthotist_name	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
238	仮合せ年月日	✓	provisional_suit_date	DATETIME	✓	✓	✓	N	✓	
239	判断医師名	20	judgement_physician_name	VARCHAR	20	✓	✓	N	✓	
240	適合判定年月日	✓	suitable_judgement_date	DATETIME	✓	✓	✓	N	✓	
241	登録年月日	✓	registration_date	DATETIME	✓	✓	✓	N	✓	
242	最終更新年月日	✓	last_updated_date	DATETIME	✓	✓	✓	N	✓	

(6) 種目名称別コード

図表 2-7 種目名称別コードテーブル

No.	属性名	最大桁数	テーブル情報						備考	
			列名	データ型	データ長	主キー	外部キー	必須		初期値
1	種目名称別コード ID		id	INTEGER		Y		Y		データベース内部で割り当てられる ID。オートインクリメント
2	コード値	6	code_value	VARCHAR	6			Y		
3	コード値の内容	400	code_name	VARCHAR	400			Y		
4	連携後登録不可フラグ		registrable	INTEGER				N		0: 連携後登録不可, 1: 連携後も登録可

(7) 処方箋

図表 2-8 処方箋名テーブル

No.	属性名	最大桁数	テーブル情報						備考	
			列名	データ型	データ長	主キー	外部キー	必須		初期値
1	処方箋 ID		id	INTEGER		Y		Y		1: 養手処方箋, 2: 義足処方箋, 3: 車椅子処方箋, 4: 電動車椅子処方箋, 5: 座位保持装置処方箋
2	処方箋名	40	name	VARCHAR	40			Y		

(8) 既定値設定 (処方箋用)

図表 2-9 規定値設定 (処方箋用) テーブル

No.	属性名	最大桁数	テーブル情報						備考	
			列名	データ型	データ長	主キー	外部キー	必須		初期値
1	処方箋用既定値設定 ID		id	INTEGER		Y		Y		データベース内部で割り当てられる ID。オートインクリメント
2	処方箋 ID		document_type_id	INTEGER				Y	Y	処方箋に対してにデータベース内部で割り当てられている ID を指定。外部キー (document_type_id)
3	種目名称別コード ID		prosthetic_device_code_id	INTEGER				Y	Y	種目名称別コードにデータベース内部で割り当てられている ID を指定。外部キー (prosthetic_device_code_id)
4	セット対象となるフィールド名	200	field_name_to_set	VARCHAR	200			Y		JSP ファイル上で設定されている ID 属性の値を指定する。

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

補装具支給に関するデータベースプログラム最終版の確認と配布システムの構築

研究分担者 筒井澄栄 創価大学

文学部 教授

研究分担者 山田英樹 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

障害福祉研究部 部長

研究要旨

データベースシステムを伴う補装具支給申請の手続きや補装具の適合・判定に関する情報の共有化や業務支援を実施することにより、更生相談所、自治体における業務の質の向上を目的とした支援の仕組みの構築や補装具支給制度の申請手続きや補装具の適合・判定における実用化に向けた課題抽出の仕組みの構築に取り組み、さらに補装具支給申請手続きや補装具の適合・判定に係る情報を収集・蓄積・共有し、業務を支援するデータベースシステムである「補装具費支給情報システムプログラム」最終版の作成を目的に、更生相談所の担当者の方々に本システムに対する意見聴取を行い、本システムによる申請書類等の書式の統一とデータベースシステム運用に生かすためにアンケート調査を行った。

調査の結果、データベースシステムについては、おおむね良好な回答が得られたものの、他機関とのデータ共有及び活用の際に躊躇する意見が見受けられることが明らかとなった。

また、データベースの活用を促進するためのプログラム配布サイトを開設した。

A. 研究目的

データベースシステムを伴う補装具支給申請の手続きや補装具の適合・判定に関する情報の共有化や業務支援を実施することによって、更生相談所、自治体における業務の質の向上を目的とした支援の仕組みの構築や補装具支給制度の申請手続きや補装具の適合・判定における実用化に向けた課題抽出の仕組みの構築に取り組み、さらに補装具支給申請手続きや補装具の適合・判定に係る情報を収集・蓄積・共有し、業務を支援するデータベースシステムとして、「支援機器の効果的活用や支援手法等に関する情報基盤整備」に係る補装具支給に関する基礎的データベース最終版の確認と配布システムの構築業務一式において、補装具費支給情報システムを作成してきた。

データベースの活用を促進するためにも、更生相談所の担当者に本システムに対しての意見をいただき、将来的に本システムによる書式の統一化とデー

タベースシステム運用に生かすためにアンケート調査を実施した。

B. 研究方法

1. 調査対象

昨年度の借受け制度導入後の状況についてのアンケート調査にご協力いただいている更生相談所の担当者を対象に、補装具費支給情報システムに関するアンケート調査を実施した。

2. 調査方法及び調査時期

2020年1月～2月の期間に、各更生相談所がみずほ情報総研より送付したアンケート用紙に所定の項目を入力し、回答用紙を送付する方式で実施した。

3. アンケート項目

アンケートの構成は、以下の4項目からなる。

1) 補装具費支給情報システムの情報入力について
義手、義足、車椅子、電動車椅子、座位保持装置の各処方箋入力項目に対しての不足項目及び、レイアウトについてのご意見をいただいた。

2) 補装具種目名称コード選択について

補装具費支給情報システムに取り入れた補装具種目名称コードを選択するという点についてのご意見をいただいた。

3) 蓄積したデータ操作について

補装具費支給情報システムで蓄積したデータの検索、集計・比較、CSV形式でのやり取りについてのご意見をいただいた。

4) その他全般のご意見について

補装具費支給情報システムを導入するに際しての問題点や、システムに関わらず全般的なご意見をいただいた。

C. 研究結果

補装具費支給情報システムに関するアンケート調査について、回答結果は以下のとおりである。

1. 補装具費支給情報システムの情報入力について

1) 入力項目について

各処方箋入力において、入力項目として不足しているものについて、回答結果を以下に示す。

【評価】

- ・ 入力内容としてこれで不足しているものはない

【不足項目】

- ・ 判定方法が不足
- ・ 判定及び適合判定の場所が不足
- ・ 義手、義足において、障害名、疾患名、障害発生日が不足
- ・ 義手では、支持部及び外装が不足
- ・ 義足では、Kレベルが不足
- ・ 義手と義足、座位保持装置については、借受けの判定結果、借受け開始・終了月、判定方法、耐用年数経過か否かが不足
- ・ 車椅子、電動車椅子については、判定方法、耐用年数経過か否かが不足

【要望】

- ・ 車椅子処方箋等の装置系は、入力数値の単位がない
- ・ 病院などの施設で整理用などに使用できる入力項目(患者番号)のようなものが欲しい
- ・ 実務的には細かく指定しない項目(例:車椅子処方箋の「ハンドリム」)がありそうなので、簡易的に入力できる方法が欲しい
- ・ 修理の処方箋も記載できるようにして欲しい

【その他】

- ・ 両手(両足)の場合はそれぞれ処方箋を入力することになるのではないか
- ・ 径や太さ、材質まで入力することは少ないのではないか
- ・ 完成用部品が選択できるとよい
- ・ 処方医師名は、処方するのは医師だけではないので処方した人の職種と氏名としてはどうか
- ・ 判定、仮合わせ、適合判定それぞれは複数回実施した場合も入力できるようにしてはどうか

2) レイアウトについて

各処方箋入力において、使い勝手としてのレイアウトについて、回答結果は以下のとおりである。

【評価】

- ・ 入力レイアウトは概ねよい

【要望】

- ・ 全項目を入力しなければならないように感じてしまうので負担感がある
- ・ 「画像」ボタンは患者の写真をアップロードするかのよう勘違いしてしまうので、「サンプル画像表示」等にして欲しい
- ・ 処方箋への記載の対象となる項目ではないものの、病院などの施設で整理用などに使用できる入力項目(患者番号)のようなものが欲しい
- ・ 車椅子処方箋等の装置系は、身体の測定情報は下にあるより、上にある身長や体重のそばにあったほうがよい
- ・ 測定情報に身長や体重などの計測値の反映ボタンがあるとよい

- ・ 入力する際、画面の上から下に戻ることなく入力できるようにレイアウトされていると思うが、そのあたりを検討して欲しい
- ・ 義手及び義足は、名称や型式は完成部品の項目基準に合わせて欲しい
- ・ 詳細に書く必要があるものはそのようにして欲しい

【その他】

- ・ 「用途」が常用と作業用まで見れば分かるが、「用途」だけだと何を入力するか人によって異なるものと考えようである
- ・ 調整部品は義足調整用部品と足調整用部品の区別をしたほうがよい
- ・ 付属品は特例補装具扱いではなく別の項目にして詳細に書けるようにしたほうがよい

3) その他

その他、回答結果は以下のとおりである。

- ・ 患者の住所は別のシステムで管理しているものを取り込みたいので、CSV等で取り込める機能が欲しい
- ・ 医療機関では意見書に処方箋を添付するので、それらをまとめて紙で出力し、役所に提出できるワークフローが実現できるシステムとすることが望ましい
- ・ 新規・再交付とは別に購入・修理の別を入力する項目が欲しい
- ・ 入力エラーを警告する機能があれば有用と考える
- ・ 身体障害者手帳の内容、等級、疾病名や、義肢の切断時期、切断原因、過去の支給履歴等があると望ましい
- ・ 画像は本人の画像を取り込めるとなるとよい
- ・ 完成用部品について、基準表の区分、名称、形式、使用部品がそれぞれ選択可能であれば入力の手間の軽減になる
- ・ 完成用部品の基準表が毎年更新されるが、それに追従できるとよい

2. 補装具種目名称コード選択について

1) 補装具種目名称コード選択について

補装具種目名称コードを選択することについて、回答結果は以下のとおりである。

【評価】

- ・ 選択することで入力は容易になると思う
- ・ 入力名称の統一化が図れる（現状は同じものでも人によって入力名称が違う場合がある）
- ・ このような内容で概ねよい
- ・ 厚生労働省の補装具種目名称コードに一致しているのであれば、業務負荷が軽減される
- ・ 補装具種目名称コードを選択することで該当項目が入力されるのであれば有用（きちんと機能するのであれば）

【要望】

- ・ どの処方箋でも同じ一覧が表示されるので、選ぶために探さなければならないのが不便（処方箋ごとに必要な表示に絞れないか）
- ・ 逆に、コード値の内容を入力したら、補装具種目名称コードが入力されるようになるとよい
- ・ 入力の組み合わせが補装具種目名称コードにならない場合に警告が出て欲しい
- ・ 新しい補装具種目名称コードが付与された場合、速やかに反映できるのか
- ・ 構造－名称－種目等を入力したら補装具種目名称コードが入力されるようにして欲しい

3. 蓄積したデータ操作について

1) データ検索について

蓄積したデータの検索操作について、回答結果を以下に示す。

【評価】

- ・ 蓄積データとして確認できることは有用で、蓄積データの再利用は有効性が高いと思う
- ・ 従前の事例が検索できれば便利である
- ・ まずはこのような検索よいのではないかと

【要望】

- ・ 検索において、自由記述内の文字列検索があるとよいのではないかと
- ・ 申請書氏名（漢字、フリガナ）、個人特定番号、生年月日での検索が欲しい

- ・ 障害名だけでなく、完成用部品や年齢などすべての項目で検索できるとよい
- ・ 検索結果画面ですべての帳票を表示できるようにしたほうがよい

2) データ集計・比較について

蓄積したデータの集計・比較操作について、回答結果は以下のとおりである。

【評価】

- ・ 集計することで、地域差があるのかどうかの実態把握になる

【要望】

- ・ 集計時に参照事例ごとといった切り口でできな
いか
- ・ 匿名化すれば、県・国等への報告に使えるの
ではないか
- ・ 特例補装具や完成用部品の支給例・支給状況と
いった集計が欲しい
- ・ 支給対象例の比較が欲しい
- ・ 引き渡し後の適合や使用状況が欲しい
- ・ 入力項目から集計項目を選択できるとよい
- ・ クロス集計ができるとよい

3) CSV でのデータのやり取りについて

蓄積したデータを CSV でやり取りするし取り込める操作について回答結果を以下に示す。

【評価】

- ・ 患者の転居等でもデータを送ることでのよう
な処方箋が出されていたのかわかるので便利に
なるように思う
- ・ 地域差の解消に繋がる
- ・ 他自治体での処方事例が入手できれば、既存事
例としてその処方内容で進めることができる

【要望】

- ・ このシステム稼働前のデータもアップロードで
きないか
- ・ 集計・比較で選択したデータもそのまま CSV や
PDF 出力できるとよい
- ・ クロス集計ができるとよい

4. その他全般のご意見について

1) 導入に際しての問題点について

補装具費支給情報システム導入に際して障壁となるようなものとして、回答結果は以下のとおりである。

- ・ 個人情報保護法がクリアすべき問題点となる
- ・ 自治体によってはダウンロードしてインストールすることが許可されない可能性があるため、補装具費支給情報システムを DVD での配布等も選択できるとよい
- ・ 現状の補装具費支給情報システムと本システムとの二重入力となり、業務負担増加が懸念される
- ・ 情報を主管する部署に使用承認を得る等の情報セキュリティ対応が必要となる
- ・ 本システムのアップデートやメンテナンスに関するフォローアップ体制が不明
- ・ 既存システムと連携が取れないと情報入力の二重化となり、事務作業の負担増となる
- ・ 処方箋入力には医師が更生相談時に行うことが望ましいので、入力が分割されることへの対応ができるのか
- ・ 入力データの保存に対してのセキュリティ管理
- ・ システムの更新が適切に行われるのか
- ・ 市町村への本システムの周知（依頼書等があるので）
- ・ 独自システムを導入しており、入力情報が重複することで業務負担が増加する
- ・ 情報を入力する各個人端末に本システムをダウンロードすることは、セキュリティの観点から関係部署との調整が必要
- ・ 個人特定番号は取り扱いに配慮が必要になる

2) その他

その他全般的な回答結果は以下のとおりである。

- ・ 自治体の現場で前例を蓄積できることはメリットがあると考え
- ・ 本システムによって入力情報や書式等が統一されることは望ましい
- ・ 判定に対しての参考となる

- データ閲覧や検索が更生相談所ごとでなく、県や全国の単位で可能なのか、そうでないのかで変わる
- 判定書の作成も可能にならないか
- 重度障害者意思伝達装置、聴覚、視覚も可能になって欲しい
- データの共有化はシステムを導入するだけでは、個人情報保護の観点から難しいのではないか
- 個人のデータを外部に提供するには、本人の同意が必要になるが、現場での負担増にしかならない（一案として、専用端末を更生相談所に配布し、電磁的インフォームドコンセントを国リハが行う等で負担軽減になるのではないか）
- 医療機関への情報提供時等で、特定のデータだけ一時的にアクセス可能な「限定アクセス権」のようなものを付与できないか
- 処方箋に PDF 文書の取り込みができないか（情報提供文書等）

D. 考察

1) 補装具費支給情報システムの情報入力について
システムの入力項目については、これでほぼ網羅できているというご意見が複数あった。一方、更生相談所によってはいくつかの入力項目についての以下に示すような追加項目が挙げられた。

追加要望項目例

判定方法	判定及び適合判定場所
障害名	疾患名
障害発生日	義手支持部
義手外装	義足 K レベル
借受けの判定結果	借受け開始・終了月
耐用年数経過	

これらは不足項目というわけではないが、このような項目も入力できるとよいのではというご意見も複数いただいた。

今後は、要望いただいた項目の扱いについて、更生相談所の事務に支障がない範囲との兼ね合いで検討をする必要がある。

本システムの入力レイアウトについては、アンケートの期間等限られた中でのものであったが、概ね評価はいただいた。

ただし、細かい部分でご指摘いただいた点を含め、実際にご使用いただいた結果のフィードバック等で、よりお使いいただくにあたって負担が少なくなるレイアウトの検討は引き続き必要である。

その他、更生相談所で導入されているシステムとの連携、ワークフローへのマッチング、身体障害者手帳情報の反映等のご意見もいただいた。

2) 補装具種目名称コード選択について

補装具種目名称コードを選択することで、入力の手間を軽減できるとの想定に対し、概ね軽減や容易化に繋がるとのご意見をいただいた。

ただし、補装具種目名称コードを選択することと、従来通りの項目入力が一体化していることへのわかりにくさによるご指摘もあり、入力の比重をどちらに置くのか等今後検討する必要がある。

また、補装具種目名称コードの変更・追加等への対応についての懸念といったご意見もあった。

3) 蓄積したデータ操作について

本システムで蓄積したデータを利用することについては、有効性が高いとのご意見をいただいた。

検索対象項目といったものが更生相談所によってまちまちなことが今回のアンケートから見えてきており、検索対象項目をどのようにするか（つまりどのような観点での検索が望まれているのか）を検討し、システムに反映する必要がある。

データ集計・比較についても同様に有用性のご意見をいただいた中で、各更生相談所のニーズの部分をより幅広く集約し、蓄積したデータが再利用される方向にシステムを改修する必要がある。

CSV でのやり取りについては、一定の有効性はご意見としていただいた。ただし、蓄積データの扱いについては後述する個人情報保護との観点からの検討結果も踏まえる必要がある。

本システム稼働前の各更生相談所の既存情報の取り込みについてもご意見をいただいた。

E. 結論

システム構造や使用感については特に問題はなく、良好な意見を多くいただいたものの、導入に際しての障壁について更生相談所の担当の方から多くの意見をいただいております、この点についての議論の重要性が望まれている。

具体的には、個人情報保護法をクリアできるか。
主管部署でのセキュリティに対応ができるか。

既存システムとの二重入力となることによる事務負担増加の懸念をクリアできるか。

システムのアップデートやメンテナンスに対する体制について。

システムによって入力情報や書式等の統一が図られ、判定等に公平性が出るのではといった期待のご意見もいただいた。

現在、障害者総合支援法における「障害支援区分」を行うための判定項目や利用サービスの情報収集・活用が検討されており、その一部として本システムが活用されれば幸いである。

G. 研究発表

データベースプログラムのダウンロードサイト
(<https://hosougu.info/user/>)にて公開。